

昭和38年度同和地区実態調査報告書

兵庫県姫路市高木地区

同和対策審議会

目 次

	頁
は じ め に	1
I 調査対象地区の選定理由と問題類型	2
II 地 区 概 況	3
III 人 口 状 態	15
IV 家 族 と 婚 姻	25
V 職産業および就労	35
VI 生 活 環 境	50
VII 生 活 水 準	58
VIII 教 育 状 況	69
IX 社 会 福 祉	78
X 同和対策事業と財政	88
XI 部 落 問 題 意 識	
附 対 象 地 区 略 図	113

はじめに

この調査は、昭和38年8月に「同和対策審議会調査部会」が実施したものである。調査対象地域は、姫路市花田町高木地区であつて未解放部落であるが、調査客体は地区総世帯数667のうち約半ばにあたる北部地区の世帯350である。ただし3世帯は不在のため調査不能となり、2世帯は一般世帯であるため除外したので、調査世帯数は345となった。

この地区と対比するための、地区周辺部一般地区からの調査対象地域としては、同じ花田町にあつて高木地区の南約4料に位する一本町地区を選定し、そのほぼ全世帯にあたる74を調査世帯とした。

調査にあたっては、中央から派遣されて同審議会専門委員小沼正および同審議会事務局佐藤良正事務官がこれの指導にあたり、兵庫県においては民生部厚生課赤松八十二主事および三好則克主事が現地調査の指導にあたった。而して姫路市においては当時の民生局長岡喜一氏、市民課長石川一夫氏ほか課員諸氏の、現地においては高木区長宮本慶次郎氏、副区長廣野森吉氏をはじめ神戸辰次氏、角谷静太郎氏、また一本松自治会長山本俊雄氏などの協力を得た。

調査員として実査にあたったのは、高木地区については、藤保館主事松本智治氏の下に、荒岡平治、三輪英美夫、神戸辰己、宮本忠敏、石井巨、大垣登の諸氏であり、さらに、浦本文一、三輪文一、新井英樹、鳴戸秋一、増田昇、藤井寿雄、豊崎文雄の諸氏の協力を得た。また、一本松地区については長谷川寿、宮本芳次、井置不死夫の諸氏である。

この困難な実態調査を遂行しえたのは、とくに現地における関係

旨の協力ならびに現地調査員の努力の結果であることを附記して感謝の意を表したい。

I 調査対象地区の選定理由と問題類型

高木地区を選定した理由は、この地区の皮革製靴業が全国でも有数であり、その主要生産品種である牛フローム甲革では全国生産量の3割前後をしめるといわれているほどの、特殊な産業を持っているからである。このように特殊な産業が盛大に行なわれていることからいって、この地区の経済的水準が他の未解放部落よりは一段と高くなっていることが予想され、それだけに解放化も一段と進展しているものと推測せられた。

高度に発達した特殊な部落産業によって繁栄し、しかも姫路市という大都市に合併せられ、市川を差挟んでいるとはいえ大都市の一割をしめることによって、都市化を進めてきたこの地区において、部落問題はどのように変ぼうとしていつているのであろうか。その変ぼうの仕方と経緯とが第一の問題である。部落問題は単なる経済問題ではないとよくいわれている。このように繁栄し都市化するという変ぼうをとげ、経済的水準においては一般地区に遜色ないまでに、否むしろそれを凌駕しているといつてよいほどの高さにまで到達しているに拘らず、なおこの地区に残された部落問題とは何であらうか。これが第二の問題である。

経済的には特殊な産業によって発展し、行政的には大都市の一割をしめて都市化しているとはいいいながら、観点をかえると、しかもなお地理的には市川を差挟んでいるために市鎮的に孤立して

いる面があり、皮革製靴業は必ずしも近代的な大企業経営の段階までには到達していないといつてよい。このような観点から部落問題に近寄ることもまた問題の一つであるといつてよいであろう。

II 地区概況

(1) 地区の沿革

この高木地区は皮革の部落といつてよい。この地区の皮革は「姫路革」と呼ばれ、「^{シロバシ}白靴」として著名である。それは遠く神功皇后の時代にまで遡るといわれている。当時朝鮮征討から凱旋した際に伴い帰った俘虜の中に「靴」の技術者のいることを発見した。最初は但馬の円山川において試みたが水質の関係から成功せず、南に下つてこの高木地区の西境を劃する市川においてはじめて成功した。これを「姫路革」の祖として聖翁と称して祀ったのが、地区内にある聖神社であり、地区の氏神として伝えられている。

やや正確に伝えられているのは、元龜天正(1570~1591)の戦国時代に姫路革が武具、武器の袋物として重宝され、豊臣秀吉が天正9年上府した際に信長公に献じた土産物の中に滑皮200枚があったこと、また秀吉が高木地区に一泊した際老婆から白鞣皮の敷物を得て苅び、その謝礼として掘って与えたという伝説の井戸が今日も残っていることである。これらのことから姫路革がかなり古くから喧伝されていたことがわかる。

文政3年(1820)2月姫路二階町革細工物職人21人運署して、革細工物を他所他町において売捌くこと、他所物を姫路

において売捌くことを差し止めることを出願し、藩主酒井忠實はこれを許したと伝えられる。

ついで文政7年8月藩主はその反対をおし切って高木村に革会所を設け、勘定役、検査役を置き極印を捺して濫造を禁止した。高木村出身者の吾妻家重治平は長じて製革術を学び、革会所が高木村に設けられたころその枢要な地位に擧用せられ、姫路二階町の革売店との間を往復して検査役をも務めた。その製革産業の奨励に尽粹するところ少くなかったので藩主から苗字帯刀を許されたという。この時賜った朱鞘の銘刀は近年まで二休治平の手によって家宝として保存せられていたと伝えられている。

当時の製品は鞍、鞆、靴、泥障、鎧櫃および蓑入、文庫、袋物などであった。原料は多く満鮮から輸入し、資金は藩庁から貸与せられていた。また売店は東二階町、中二階町に軒を並べていたが、一種の臭気が高かったので、江戸参観の諸大名は同町を避けて、本町通を往来したといわれている。

ここで未解放部落の由来を振り返っておこう。

未解放部落の由来は明らかではない。王朝時代において、新采の部族に隷属した旧部族の一部は帰化人その他とともに種々な部に編成され、平時は農業に従事しながら、かたわら特殊な業務に服していた。

やがて大化の改新(645)に至って悉く朝廷の下に公民としての取り扱いを受けることになったが、その一部は解放せられず、そのまま雑色として政府あるいは社寺に隷属せしめられた。

このようなものが残された理由は、それが特殊な工芸技術や特定の任務に服していたためと考えられる。

平安の初期に至って、これらの雑色人は法制的にも隷属的な身分を解放され、それぞれの特殊技能を生かした生活を営むようになった。しかもなお一般の需要が多くなかったため、特定の官司や社寺の需要に依存しなければならず、自然それに半ば隷属の形をとらざるを得なかった。官司や社寺も、これらの人々の持っていた特技を利用して種々の用を果させるのを便宜としたため、これらの人々を官司や社寺の附近に居住せしめ、多くの浮浪人をもこれに加えた。これらの人々は、その特殊な手工業その他の技術が一般農民の生業と異なるため、自然他の人々とは違った特殊な生活環境を形成しやすかった。中でも鞋工のうちの拍部や甲作、柄張、さらに鷹戸のなかの餌取などは牛馬島などを斃り、その肉や皮を制いで売るものであったから、殺生を忌み肉食を嫌う佛教的な慣習の普及とともに、次第に不浄の徒と考えられるようになり、一般民とは異なった部落生活を営むようになった。

ところが戦国時代の末期、軍需品としての皮革に対する需要が増加すると、諸国の大名は、皮作を業とする餌取の系統のものを競って招致し、城下町の町外れ、とくに皮の製作に必要な流れにある町の附近に特別の区劃を設けて居住せしめ、これに皮の販売権である皮座の特権を与えた。このようにして皮作は社寺の支配を離れ、封建大名の下にかたく統制され、城下の外れに特定の部落を設定するようになった。

しかし封建制の確立に伴い、土農工商の身分制が強化されてくると、これらの人々は、従来から賤視されていた事情も手伝い、遂に四民の外に置かれて、社会の各方面から猛烈に差別されるようになった。

幕府は、これらの人々に婚姻、居住その他に厳重な差別と制限を設ける一方、これらの人々の仲向法を認め、その支配頭である弾左衛門の下にある程度の自治を許した。高木地区においても、高田清氏の祖先は惣兵衛、仁太夫、惣平などと称して代々庄屋を務めており、そこに「矢野弾左衛門藤原朝臣頼兼」と奥附のある一軒が残されている。

これらの人々は幕府あるいは諸藩より薨牛馬の皮を剥ぎ取り、皮革その他の製作品を専売する特権を与えられていた。

幕府および諸藩は、封建制の動搖がはげしくなるにつれ、ますますこれを維持する必要から煩瑣な差別令を発布するようになった。しかし近畿、中国、北九州など商品生産の度合の高いところでは、これらの人々の生活も皮革の製造販売によって利益を多少ながらも挙げ、漸くその実力を高めて行った。姫路藩においては前述のとおり高木村の反対をおし切って革会所をつくり、高木村から皮革を出させ藩主がこれを売り捌いた。このため高木村の庄屋はさの儀どりの格式があったといわれている。

この「白鞣」は高木地区特有の家内工業として引き継がれてきたが、製品は主として武具、武道具の竹刀の先皮、柄袋などに使用されていた。原皮は従前から大阪、神戸方面の問屋を通して師磨老から搬入されており、製品は再び大阪の業者に集荷

されていた。当時は「文屋」「東屋」などというわずかな4~5人によって牛耳られ、年額奉公の雇用形態をとっていた。

旧姫路藩士高須泰造氏は高木村の有志と謀り、はじめて海外に輸出することを計画し、毎年見本を海外に送るとともに、わが国に在留する外人に交渉して種々発展策を講じ、明治7年ついに米国に開催されたコロンブス世界大博覧会に出展することに成功した。これによって欧米人の注目を惹き、神戸在留外人の手を経て輸出注文を得ることとなった。

わが国皮革産業の消長は、わが国戦争経済に直結しており、この「姫路革」も明治27~28年の日清戦争開戦とともに急激に伸長したが、やがて終戦とともに徐々に衰えを見せていった。

しかるに明治37~38年の日露戦争の勃発とともに再び隆盛を示してきた。しかし終戦によって翌39年には逆に相場は瞬くうちに下落してしまった。

日露戦争中に姫路財界人が集まって、製皮技術に優れた者を雇って姫路製皮所を設立したが、これが後に川面系の資本に買収されて山陽皮革株式会社となった。この製皮所では古来の製皮法を廃してクローム製皮法を採用入れることになった。

一方高木地区出身者北中己之吉氏は、大阪面談において財をなし、明治45年北中皮革工場を高木地区に設立し「白鞣」を本業とした。やがてクローム製法に転じ、昭和6年には山陽皮革の技師を引き抜き、ドイツ製機械を購入してさらに新しい製法を採用入れた。この年の暮から翌年1月にかけて北中皮革

争議がおこっている。

今日においては、終戦後軍靴その他武具などの需要が激減したので、牛クローム革や馬クローム革鞣加工業を主とするものに転換したものが多く、なお旧来の白鞣業も若干残っている。

つぎに行政区劃の沿革について述べておこう。姫路藩最後の城主活井忠邦は明治2年6月版籍を奉還し、4年7月廢藩置縣の結果姫路県が置かれ、花田村の前身である高木村、小川村、勅旨村、一本松村、上原田村は「姫路県第15区」に、加納原田村は「第14区」に属することになった。

その後大小区設置時代、小区合併時代、戸長役場時代を経て明治22年4月町村制実施とともに、高木、小川、勅旨、一本松、上原田、加納原田の六か村は新たに花田村を組織し、村役場を設けて、村長、助役、収入役を選挙して村の行政に当らせ、また村会を置いて村の決議機関とした。

昭和29年当時の花田村の人口をみると総数約6,000人であり、そのうち高木地区3,000人、小川地区1,000人、上原田地区700人、加納原田、勅旨、一本松それぞれ300~500人となっており、高木地区が村内の約半ばの人口をしめていたことがわかる。

昭和32年10月花田村は姫路市に合併し、姫路市花田町となった。

(2) 立地条件と人口増減の傾向

花田町は旧姫路市の東北隅に隣接している。高木地区はその花田町の北西端に位し、北から西にかけて市川が貫流しており、

川を隔てて西北に増位、広峰の二峰を望み、北は市川の流れによって旧姫路市内と地を劃しており、西は市川の西方において旧姫路市街と隣接している。東は前山、石積の山丘が横たわって小川地区の山地に接続している。このように三方が閉鎖的な地形であるのに対して、南だけは広く展け、小川地区の沃野に連なり、農耕地帯となっている。

土地は北東に丘陵を背負い、南に沖積低地を控え農耕に適している。また市川の流水はその質が製革に最も適している。

地区の区劃は、大正のころに地区改正を行なった結果、区劃整然と面目を一新し、地区の中央を一貫する県道は、西に走って市川に架せられた近代的長橋「高木橋」を通過して旧姫路市内に入っている。しかもこの橋を通過して地区内からバスが姫路市内に入っている。またこの橋を渡ったすぐ近くには、姫路駅を起點として和田山に向う国鉄播但線の野里駅がある。また東から南に下り小川地区に至ると、そこを通るバス道が姫路一社間に連絡している。

高木地区の面積は東面800米、南北1,100米、約0.7平方キロといわれており、世帯数669、人口3,188人、人口密度は1平方キロあたり4554人である。

高木地区人口の推移は、明治初年には戸数258、人口1,457であったものが、昭和10年には戸数586、人口2,900となったと伝えられている。昭和25年10月の国勢調査によれば世帯数588、人口男1,521、女1,583、計3,104となっており、昭和35年10月の国勢調査によれば

世帯数669、人口男1569、女1619 計3188と見えている。年次別に比較してみても、昭和10年以降それほど顕著な増加傾向を示しているとはいえないようである。したがって人口の変動はあまり激しくないとはいえよう。もっとも昭和13～14年ごろ満洲开拓団として約10世帯が移住して行ったが、これも終戦と同時に引き揚げてきている。

また終戦時までは、他地区からの流入もあまり見られなかったといえる。ただ戦後になって徐々に転入の傾向が生じてきたことがうかがえる。その最も大きいものとしては、昭和36年に九州地方から成成離職者約30世帯が移住してきている。

また地区出身の子女のうちに最近帰来する者があり、その際配偶者を伴ってきてこの地区に永住する傾向がみられる。その帰来してくる地域はひろく、北は北海道より南は九州にいたるまで全国各地に及んでいる。

それにしても最近までは比較的停滞的な人口変動の道を辿ってきたものといつてよからう。

(3) 物的状態

昭和20年7月3日太平洋戦争の犠牲となり、米穀の空襲を受けて、東面の両寺院をはじめ家屋23戸を焼失した。しかしその後復興を遂げ、現在のように洋風の家屋や近代的な工場などが建設され、住宅、事務所、工場などが混然と對比するにいたっている。

この地区の道路についてみると、この地区に国道は入っていない。県道は前述のとおり東西南北に縦横に貫通しており、す

べてアスファルトで舗装しており、市道もまた東西南北に貫通しており、一部を除いては舗装済みとなっている。

この地区の製革業が急激に発達して行くに伴って、排水量もまた増加して行くので、排水工事は極めて重要である。昭和27年1月から劃期的な排水工事と市川改修工事が行なわれ、さらに近く昭和36年度から、この地区が「同和モデル地区」として指定されたのを機会に、5か年計画を樹て、全面的な下水道敷設工事が進められている。

水道工事は昭和38年5月以来現在も工事中であり、市上水道により給水される日も遠くはない。

なおし尿処理は、従前は当地の住民が行なっていたのであるが、現在は市が直接実施している。

(4) 産業状況

前に「地区の沿革」においてもみたとおり、高木地区は全部客の殆んどを擧げて製革業に従事している。

かつて世界に名を馳せた「白鞣」は、約10日間も川につけて脱毛させ、塩と菜種油とのみを用いて手でもみ、足でもみ、1か月から2か月もかかって1枚の皮革を仕上げるという、文字通りの筋肉労働1本の仕事だけに、その従事者は漸次減少し、重クロム酸ソーダおよび硫酸などを使用する牛クロム革や馬クロム革の鞣加工に転換してきている。

地区内の業者数は約220～230であるが、このうち牛クロム革業者は120～140、馬革業者は30～40、旧来の白鞣業者は20～30、残余は床革その他の業者である。

製革業は大部分が中小企業によってしめられている。製革業のうち生産量の全国比重が高い牛クローム甲革業を全国について従業員数規模別構成をみると、5人以上の事業所を対象としても、78%までが300人以下の事業所によってしめられている。後に見るように高木地区においても4人以内の事業所が極めて多いので、これに雇用者なしの事業所を加算すると、いかに零細な企業が多くをしめられているかがわかる。

高木地区の生産の主要部分をしめる牛クローム甲革(男子一般靴および袋物などの材料)は全国生産量の約3割前後をしめるといわれており、皮革全部の総売上高は年間約20億円に上るといわれている。

企業形態別にみると、会社企業(株式)20、個人企業180~200。皮革事業協同組合4となっており、従業員数規模別にみると、4人以内約70、5人以上約150となっている。このうちAクラスといってより従業員20人前後の事業所と、Bクラスといってより10人前後の事業所とは殆んどが牛クローム甲革業によってしめられており、Cクラスといえる5人前後の小零細企業の中には馬クローム革業や白粗業が多い。とくにこのCクラスの層の半ばは、従業員5名にも満たない、それも主として家族労働に依存する生産者であり、その経営と家計とが分離されない個人企業体である。

このような場合には、企業としての資本蓄積を可能とする何らの条件もなく、かつ企業家としての自主的努力も少ない。この層は、この地方に昔から伝わる「今日の革の10枚売り、明

日の原皮の10枚買い」という言葉のとおり、生産者と生活者とが同座している。これが往々にして家族ぐるみの重労働や低賃金に追いやり、さらにはBクラスとともに臨時工雇用体制に結びつけられることとなる。このように同じ製革業とはいいながら、その事業の向に甚だしい格差の存することは一つの重大な問題である。

この製革業に従事している者は、その殆んどすべてが地区内住民によってしめられているのであるが、その雇用条件をみると、1日就労8~9時間の日給制が多く、1日男800円~1,000円、女600円~650円であり、そのほかに年間に2か月分の賞与がある。なお30程度の事業所は健康保険に加入しているといわれている。

これらの事業の資金金融についてみると、「設備近代化資金」への申し込みが最も多く、その他市中銀行への借り入れも行なわれている。しかし事業規模が零細になるほど部落内資本に依存することとなる。部落内資本と部落内労働とに依存することによって、一つの土地に密着し、地域社会へ企業集団化しているところから、製革業では経営問題と部落問題とが絶えず不離一體的なからみ合いをみせている。

調査世帯についてみると、345世帯に対して、製革業世帯は157世帯(45.5%)世帯主が皮革工である皮革工世帯は132世帯(38.2%)となっており、これに皮革関係事務職員、皮革関係ブローカーを含めると皮革関係世帯は85%内外の世帯に上ることとなる。したがって他の業種はいうに足りない

いといつてよかろう。しいていえば、公務員となって市役所その他へ勤務する者、失村事業労働者となって市内に出て働く者などが目立っている。

(5) 地区のその他一般概況

現存する寺院としては、眞宗本願寺派に属する正樂寺(東)と教僧寺(西)とがあつて、信仰の中心となっている。神社としては、高木頼の祖と伝えられる聖翁を祀る聖神社のほか、大將軍神社、天満神社がある。これら寺社はそれぞれ年中行事を行なっている。

地区内施設としては、花田町公民館の高木分館が昭和22年に設けられ、社会教育センターとして、とくに青年団を中心として活発な活動がつけられており、さらに37年には市立藤保館も設立されている。この公民館活動の一環として、青年有志による「ぶどうの会」、婦人有志による「みどり会」などが結成されており、親睦教養などにつとめている。

保育所は正樂寺境内に開設され現在90名を収容しているが未認可であり、これを150名収容に拡充して認可保育所とすることが地区内有識者の意願となっている。

共同浴場は地区住民約3分の1に利用されており、1回大人10円、小人5円と低廉であるが、昭和33年に改修せられたものである。

医師は数年前までは地区内に開業していたのであるが、現在は1人もおらず、地区外の医師をとくに囑託している。

つぎに地区周辺についてみておこう。高木地区は前述のとおり、

り、村制時代の花田村の主流をなしており、村長をはじめ村政の執行機関関係者を多数輩出している。

県道を南に約1キロ下れば、一般地区である小川地区(人口約1,000)があり、農耕を主としている。ただしここには従業員200を越える前述の山陽皮革株式会社が所在している。

さらに南に約1キロ下れば、一般地区である加納原田地区(人口約500)があり、全村ほぼ農耕に従事している。

さらに約1キロ南に下れば、今回調査で高木地区の対象地区としてとった一般地区の一本松地区(人口約500)がある。一本松地区は花田町の南端に位し、国道二号線は地区の中央を東西に横断し、国鉄山陽本線はその南端を走り、市川橋、国鉄市川鉄橋はともにこの地区と旧姫路市との間に架設されており、旧山陽国道、県道有馬街道はこの地区を経通しており、古来交通上重要な土地である。また関西電力の変電所、押姫自動車の市川分工場等の近代的建築物も所在し、これら幹線道路の両側は都市化しているといつてよい。地勢は四方向いて沃野をなしており、農耕に適している。

Ⅲ 人口状態

(1) 世帯数と人口数

前述のとおり昭和35年10月国勢調査によれば、高木地区の人口は男1,569人、女1,619人、計3,188人であり、世帯数は669である。このうち一般人は37世帯1,85人、外国人は6人となっている。

以上のうち調査客体として選んだのは、地区の北半部にある350世帯であるが、3世帯は転居不在、療養のため入院中などにより調査不能であり、2世帯は一般人世帯であり、これら5世帯を除外し、結局最終的な調査客体としては、345世帯男819人、女814人 計1633人となった。もつとも調査世帯の家族員の配偶者または子であつて他出している者を他出入口として調査したところ、男83人、女135人を得たので、これを調査人口に加えると、男902人、女949人となる。

調査世帯について、同居家族員数別ただし姫路市および兵庫県郡部については、同居世帯員数別であり、その調査時点は昭和35年10月である。うにみると、表1および図1のとおりである。

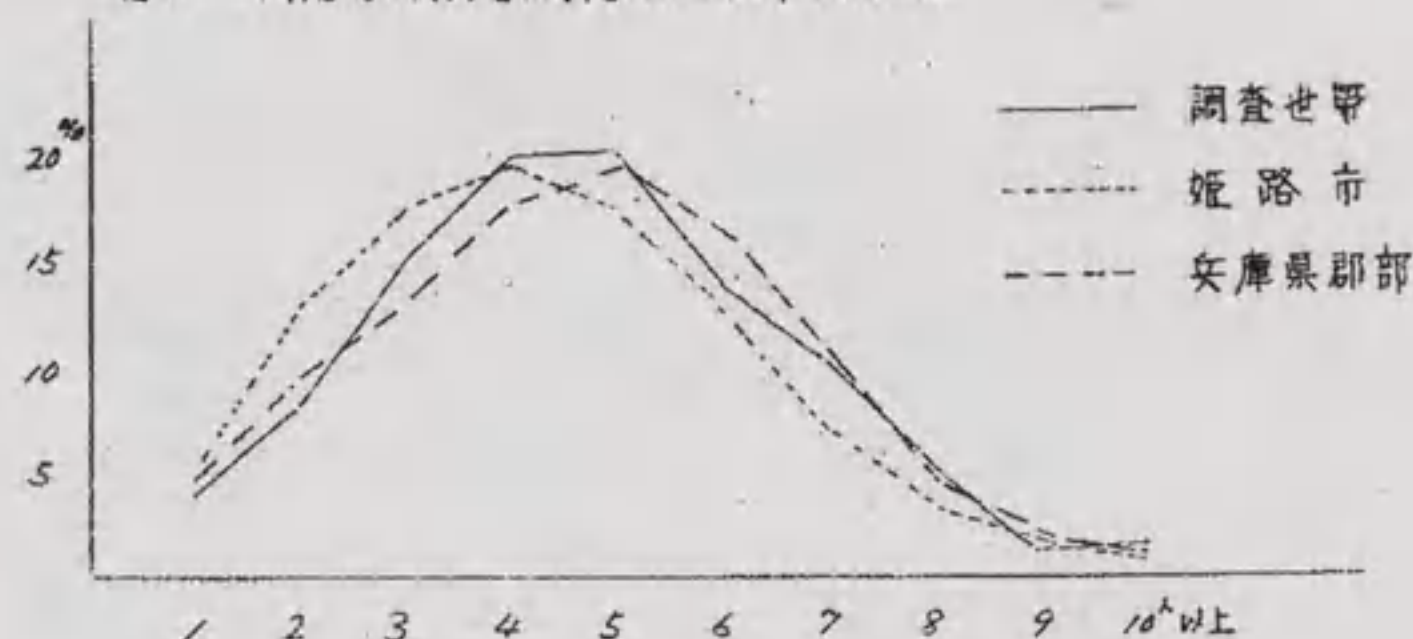
表1 同居家族員数別にみた世帯数

家族員数		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10人以上	合計
調査世帯	実数	13	28	52	70	70	49	35	18	5	5	345
	比率	3.8	8.1	15.1	20.3	20.3	14.2	10.1	5.2	1.4	1.4	100.0
姫路市	実数	3471	9367	12823	14418	12876	9315	5274	2595	1094	733	71966
	比率	4.8	13.0	17.8	20.0	17.9	12.9	7.3	3.6	1.5	1.0	100.0
兵庫県郡部	実数	8551	18112	25469	33561	32086	32271	20737	9258	3464	1847	189956
	比率	4.5	9.5	13.2	17.7	19.5	17.0	10.9	4.9	1.8	1.0	100.0

注1) 調査世帯は同居家族員数である。ただし6人世帯に1世帯だけ2人の家族でない同居人のいる世帯くしたがって同居世帯員は8名の世帯がある。

2) 姫路市、兵庫県郡部は昭和35年10月国勢調査による同居世帯員数別分布である。

図1 同居家族員数別にみた世帯数割合



調査世帯は、多人数世帯のしめる割合は姫路市よりは高く、兵庫県郡部よりは低く、丁度その中間にあることがわかる。この点からは、もし家族人員の小人数化も近代化の一つの指標であるとするならば、調査世帯の世帯構成は都市ほどに進んでいるとはいえないようである。

このことは、1世帯あたり人員で、姫路市4.4人、兵庫県郡部4.8人となっているのに対して、調査世帯は4.7人であつて、むしろ兵庫県郡部のそれに近くなっていることからもうなずける。

調査世帯においては、4人世帯、5人世帯がともに20.3%をしめて割合が最も高く、3人世帯が15.1%をしめてつづいている。

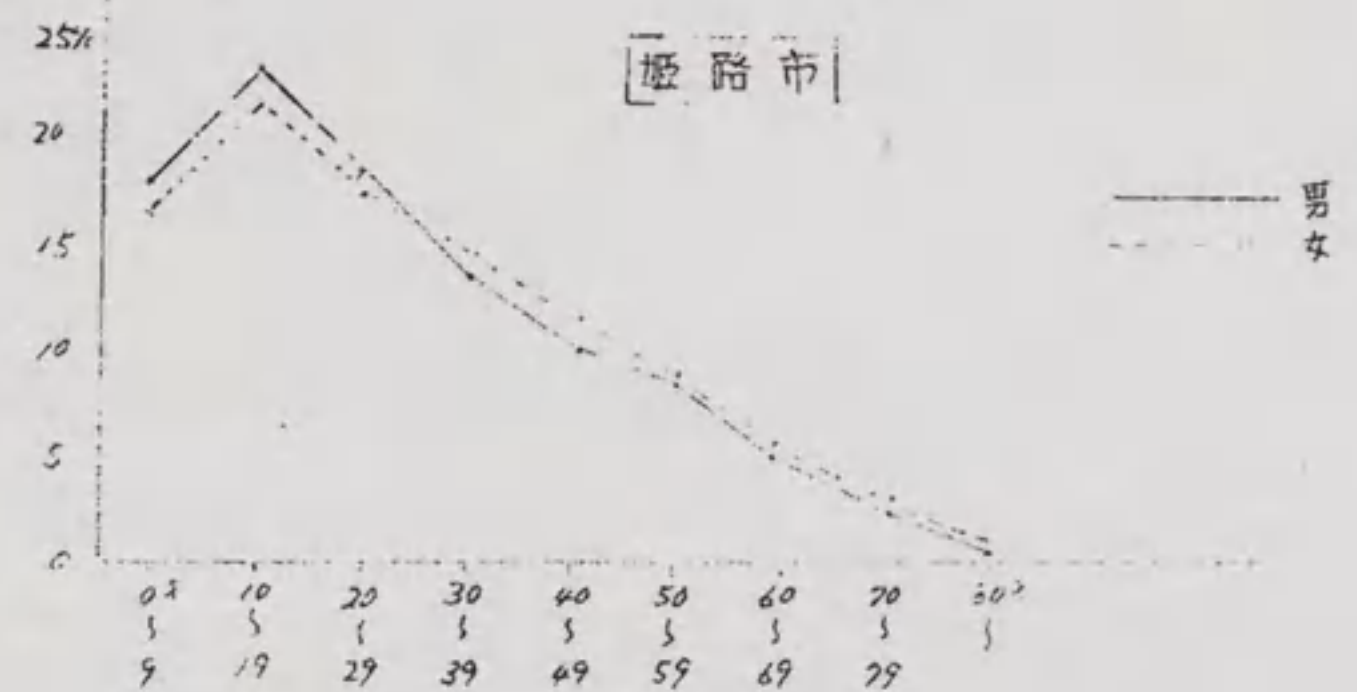
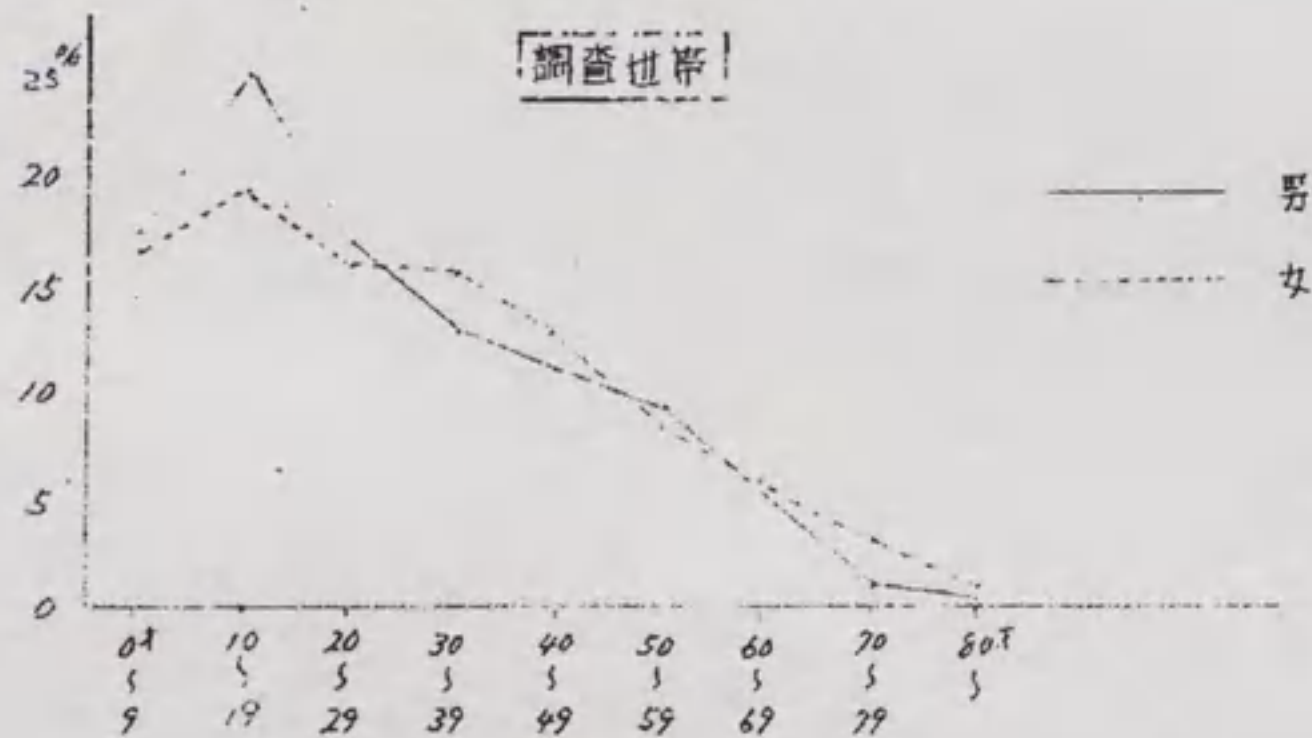
(2) 性別、年令別にみた人口構成

調査人口について、性別、年令別に姫路市のそれと対比してみると表2および図2のとおりである。

表2 性別、年令別にみた人口構成(現住人口)

性別	年令	0-9	10-14	15-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-79	80以上	合計
調査人口	実数 男	144	115	93	138	107	92	74	42	11	3	819
	実数 女	142	85	77	134	127	102	69	45	26	7	814
世帯比率	男	176	140	114	168	131	112	90	51	13	0.4	1000
	女	174	104	95	165	156	125	85	55	32	0.9	1000
姫路市	実数 男	29059	19703	18276	30493	22616	16326	13674	7998	3392	615	162152
	実数 女	27609	18343	18029	29752	24296	19331	14157	8696	4792	1532	166537
世帯比率	男	129	122	113	188	139	101	84	49	21	0.4	1000
	女	166	110	108	179	146	116	85	52	29	0.9	1000

図2 性別、年令別にみた人口構成



調査人口は、性別にみて男819、女814と女の方が少なくなっているが、年令別構成割合で見ると10～14才、15～19才で女の方が低くなっており、30～39才、40～49才、70～79才で逆に高くなっている。これを姫路市についてみると、絶対数で女の方が多くなっているが、年令別構成割合では調査人口とほぼ同じ傾向を示している。ただしその現われ方は調査人口ほど極端ではない。

つぎに世帯主、配偶者の年令別構成をみると表3のとおりである。

表3 世帯主、配偶者の年令別にみた構成

	満15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80以上	配偶者なし	合計
世帯主		6	19	32	34	43	41	28	30	19	15	2	2		64	345
配偶者		12	21	39	57	42	36	33	22	13	3	3				281
世帯主		17	55	93	99	125	119	110	87	55	43	0.6	0.6		18.6	1000
配偶者		43	75	139	203	149	128	117	78	46	11	11				1000

世帯主345人に対して配偶者281人であり、有配偶の世帯主と配偶者とのついて構成割合をみると、配偶者は39才未満においておしなべて高くなっており、なかでも35～39才において最も高い。これに対し世帯主では40～44才において最も高くなっている。

(3) 家の現住地定着性

表4 家の現住地定着性

	実 数	比 率
明 治 以 前	311	90.1
明 治 年 間		
大 正 年 間	3	0.9
昭和年間(戦前戦中)	15	4.3
(戦後) 21 ~ 30	12	3.5
31 ~ 35	1	0.3
36 年 以 降	3	0.9
計	345	100.0

注 1) 家とは家屋を意味するのでない。XX家をさす。

2) 18年間居住というのは、戦後(昭和21年以降)に移住とした。

表4によれば、調査世帯345のうち311世帯(90.1%)までが明治年間からの土着の世帯であり、いかに定着性が強いかがわかる。大正年間より定着はわずかに3世帯でその移動が極めて少なく、昭和年間には戦前戦中を通じてやや動いたといっても15世帯にすぎず、戦後にいたって最初の10年間に12世帯、31～35年には1世帯、36年以降3世帯となっ

ており、最近些さか動く兆しが見えてきたかに思われる。

このことは世帯主の出生後移動状況からもうかがうことができる。すなわち世帯主の出生後の移動経験が最も多い者は50才台で25件に上っており、ついで60才台20件であるが、その時期別分布は、大正年間9件に対して、昭和戦前戦中は29件、戦後は34件と漸次増加の傾向をみせている。

なお世帯主の移動回数は、最も多い者で3回(1件)、ついで2回(10件)、1回(50件)となっている。

世帯主、配偶者、その他の家族員と分けてその出生地別分布をみると、世帯主345人のうち286人(82.9%)までが同一地区すなわち高木地区であり、50人(14.5%)が他の同和地区となっている。他の同和地区のうち41人までが県内であり、他県の同和地区は9人にすぎない。さらに一般地区は9人であり、そのうち4人までは県内である。他県の同和地区は、岡山、奈良、和歌山、大阪、佐賀、大分であり、他県の一般地区は、宮城、静岡、大阪、宮崎である。

配偶者についてみると、281人のうち154人(54.8%)までが高木地区であり、112人(39.9%)が他の同和地区となっている。他の同和地区のうち95人(33.8%)は県内であり、他県の同和地区は17人となっている。一般地区は15人で、そのうち6人までは県内である。他県の同和地区は岡山、奈良、京都、大阪、鳥取、熊本であり、他県の一般地区は、大阪、鳥取、広島、長崎、熊本、沖縄である。

父母についてみると、一般地区は皆無であり、他県の同和地

区はわずかに岡山がノ人あるだけである。

長男、長女を通じて一般地区は極めて少なく、37ノ人に対してわずかに5人(長男2、長女3)である。また他の同和地区も極めて少なく長男4、長女5にすぎず、封鎖性が極めて高いことがわかる。

つぎに世帯主について地域移動の理由をみると、結婚、就労がともに最も多くそれぞれ25件(34.2%)であり、転職ノ3件がこれについている。そのほか、転居、離婚、終戦、復員、引き揚げなどの理由がみられる。

(4) 現住地に対する定着意識

現住地に対する定着意識をみると、表5のとおりで、明治年向から定着しているもの、3ノノ世帯のうち、将来ともに住むノノ9世帯(38.3%)、今のところここに住む外はないノ59世帯(5ノノ%)、合計894%までが定着する意志を表わしており、転住希望は33世帯(10.6%)にすぎない。大正年向および昭和戦前戦中に居住することになったノ8世帯のうちでは転住希望2であり、戦後居住することになったノ6世帯では転住希望4となって若干増加の気味があるといつてよい。

この転住希望を世帯主の年令別割合にみると、25才未満は例数が少ないにしても33.3%、30才未満2ノノ%、40才未満ノ7.6%、50才未満9.9%と、年令の若いほど割合が高いようである。ただし60才未満の13.1%は、これにぞわない。また、世帯主の職業別にみると、転住希望の割合は、雇用ノ8.7%、単独労働ノ6.7%、自営9.1%と流石に自営業者は低くなっており、無職は3.5%とさらに低くなってい

表5 現住地への定着意識

	居住年代	世帯主の年令					世帯主の職業			
		世帯主の年令					25才未満	雇用	単独	無職
		30	40	50	60	70以上				
将来とも住む	明治年向 119 (38.3)	4 (12.1)	20 (21.4)	36 (35.6)	37 (44.1)	8 (5.0)	68 (41.2)	30 (33.0)	4 (10.0)	27 (47.4)
今のところここに住む外はない	159 (51.1)	11 (5.7)	36 (22.5)	55 (54.5)	36 (42.0)	27 (52.9)	82 (49.9)	44 (48.4)	23 (73.3)	28 (49.1)
できるだけ早く転居したい	33 (10.6)	4 (3.3)	12 (19.6)	10 (9.9)	11 (13.1)		15 (9.1)	17 (18.7)	5 (16.7)	2 (3.5)
近く転居する										
合計	311 (100.0)	19 (6.1)	68 (21.9)	101 (32.5)	84 (27.3)	51 (16.4)	165 (53.1)	91 (29.3)	32 (10.3)	57 (18.3)

(注) 居住時代において、明治以前は、明治年向に含まれた。

る。

つぎに定着意識をはなれて、半に転居を希望するかどうかを
向うて、9ノ世帯の転居希望を得た。これら世帯が転居する場
合の選択する居住地域を調べると、そのすべてが一般地区を希
望しており、同和地区を希望するものは皆無である。しかも当
然のことながら市部が多い。同和地区に居住するということに
対する一種の躊躇を汲み取ることができるとみてよからう。

IV 家族と婚姻

(1) 他出入口

他出家族員とは他出している全員を含んでいるのではなく、現
住家族員の配偶者または子供のみ限定したものである。したが
ってここにいう他出家族員については、家族構成を問題にするこ
とはできない。

しかしながら他出世帯数は86におよび、その調査された1世
帯あたり人員にしても多いものは8人に上っている。而してその
性別、年齢別にみた人口構成は表6のとおりで、男83人、女
135人と女が遙かに多く、合計218人となっている。

表6 性別、年齢別にみた人口構成(他出入口)

性別	年齢	年齢別人口										合計
		0~9	10~14	15~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~79	80以上	
実 数	男			3	31	41	7	1				83
	女	1		1	65	50	18					135
比 率	男			3.6	37.3	49.4	8.4	1.2				100.0
	女	0.7		0.7	48.1	37.0	13.3					100.0

男女ともに大部分が20才～50才までの稼働年齢にあるも
のである。その家族員との続柄をみると表7のとおりで、次女以
下の女の子81人(37.2%)が最も多く、次男以下の男の子
61人(28.0%)、長女51人(23.4%)がこれに次ぎ、長
男21人(9.6%)は流石に少なくなっている。ただし男1、女
3の養子養女を上掲の数にさらに加えてよいであろう。

他出家族の居住地分析をみると、同和地区101人(46.3%)

表7 他出の理由

		配偶者	長男	次男以下の男子	長女	次女以下の女子	その他	合計
居住地が姫路市以外の者	結婚			2 (12.5)	20 (95.2)	28 (93.3)		50 (72.5)
	就職		1 (50.0)	6 (37.5)	1 (4.8)	2 (6.7)		10 (14.5)
	就学			1 (6.3)				1 (1.4)
	分(家)籍		1 (50.0)	5 (31.3)				6 (8.7)
	養子縁組			2 (12.5)				2 (2.9)
	計		2 (100.0)	16 (100.0)	21 (100.0)	30 (100.0)		69 (100.0)
居住地が姫路市の者	結婚		1 (5.3)		27 (90.0)	48 (94.1)	3 (75.0)	79 (53.0)
	就職			5 (11.1)				5 (3.4)
	分(家)籍		17 (89.5)	40 (88.9)	1 (3.3)	1 (2.0)		59 (39.6)
	養子縁組		1 (5.3)		2 (6.7)	2 (3.9)	1 (25.0)	6 (4.0)
	計		19 (100.0)	45 (100.0)	30 (100.0)	51 (100.0)	4 (100.0)	149 (100.0)
合計			21 (9.6)	61 (28.0)	51 (23.4)	81 (37.2)	4 (1.8)	218 (100.0)

注) その他3は養女であり、1は養子である。

一般地区117人(53.7%)であって一般地区の方がやや多くなっている。同和地区では高木地区75人(34.4%)、他の同和地区26人(11.9%)と分れるが、他の同和地区にしても姫路市内16人が最も多く、姫路市以外は県内市部4人、郡部3人、他県3人となっており、他県は京都、岡山、東京である。一般地区では姫路市内58人(26.6%)が最も多く、姫路市以外の県内市部11人、郡部10人、他県38人となっており、他県は大阪、京都、東京、神奈川、熊本、佐賀、高知、山口、高松、岡山、福井、奈良、千葉

茨城、山形、北海道と全国各地にわたっている。

他出の理由は26頁表7のとおりで、居住地が姫路市の場合と姫路市以外の場合とに分けてみると、いずれの場合にも結婚が最も多く、前者では総数149人のうち79人(53.0%)、後者では総数69人のうち50人(72.5%)に及んでいる。ついで多いのは分籍、養子縁組で、前者では65人(43.6%)、後者では8人(11.6%)となっている。もっとも後者では就職10人の方が多い。前者では就職は第3位にあって5人である。これらを女子のみに限って見た場合は殆んどが結婚であるといつてよい。

他出家族員の職業についてみてみよう。高木地区を含めた姫路市の居住者は、高木地区の事業所に通勤することによって、他出以前の就業を続けうると考えられる。高木地区を含めた姫路市の居住者149人のうち、女子84人はすべて無職であり、殆んどが結婚の後に家庭にあって家事に専念しているとみてよい。男子65人はすべて製革業従事者と見てよいようである。

姫路市以外の居住者の場合、自営業としての製造業6人、商サービス業1人はいずれも男子であり、さらに男子では事務系労働者4人、技術系労働者6人となっている。女子では事務系労働者3人(長女1人、次女以下の女の子2人)を除いた48人は無職となっている。

以上をみて女子の結婚が極めて多いこと、男子の製革業以外の就業が意外に少ないことに驚かされる。

他出の時期は、昭和20年以前は17人(7.8%)にすぎず、それ以外の201人(92.2%)は終戦後である。その内訳をみると、

21~25年29人、26~30年48人、31~35年67人、38年57人と年を追って増殖の傾向を示してきているようである。

(2) 家族形態

さきにみたとおり、調査世帯の家族人質は、姫路市ほどに小人数化していないが、兵庫県郡部よりは小人数化している。

調査世帯の家族形態を、昭和35年10月国勢調査による兵庫県全体のそれと比較したのが表8である。

表8 調査世帯の家族形態

調 査 世 帯		実 数	比 率
単 独	世 帯 主 の み	13	3.8
核 心 家 族	世 帯 主 と 配 偶 者 世帯主と配偶者と未婚の子供	15 191	4.3 55.4
拡 大 家 族	世主・配偶者＋（子供）＋直系親族 世主・配偶者＋（子供）＋傍系親族 世主・配偶者＋（子供）＋直系傍系親族	75 8	21.7 2.3
欠 損 家 族	世主＋子供 世主（子供）＋直系家族 世主＋（子供）＋傍系親族 世主＋（子供）＋直系傍系親族	29 13 1	8.4 3.8 0.3
合 計		345	100.0

調査世帯の方が、核心家族の割合が高く、反面拡大家族の割合が低くなっている。しかも欠損家族の割合も兵庫県全体の方が高いようである。このことは兵庫県全体の方が家族形態近代化がおくれていることを示していると見てよいであろう。兵庫県市部あるいは姫路市について家族形態の調査資料が見られないのは遺憾であるが、恐らくは調査世帯より一層核心家族の割合が高く、拡大家族の割合が低いものであろう。調査世帯の欠損家族の割合も必ずしも高いとはいえない。これらのことからいって、調査世帯の家族形態は一般

兵庫県（35年国勢調査における普通世帯の構成、親族世帯の家族構成）

	推 計 数		比 率
{ 単独世帯 非親族世帯	43.700 4.000	47.700	5.5
夫婦のみの世帯 夫婦と子供よりなる世帯	85.300 383.100	85.300 383.100	9.8 43.9
{ 両親と子供のない夫婦よりなる世帯 (大親の兄弟姉妹のいる世帯を含む) 片親と " " " (" " ") 両親と子供のある夫婦よりなる世帯 (" " ") 片親と " " " (" " ")	10.100 11.000 62.000 103.800	186.900	21.4
夫婦とその兄弟よりなる世帯 その他の1世代世帯 夫婦と子供と夫婦の兄弟よりなる世帯 その他の2世代世帯	3.500 8.100 13.900 15.300		
		40.800	4.7
{ 男親と子供よりなる世帯 女親 " " その他の3世代世帯 その他の親族世帯	11.900 61.700 36.800 17.700	73.600 54.500	8.4 6.3
普通世帯統数	871.900	871.900	100.0

地区とは何ら異なる特徴を示さず、都市型と郡部型の中間にあるものと推定してよからう。

なお調査世帯について心身状況をみると、異状ありは28人であり、その内訳は世帯主12人（身体障害者7人、長期罹病者5人）配偶者2人（長期罹病者2人）、父母2人（長期罹病者2人）、子供9人（身体障害者5人、精神障害者4人）、その他の家族員3人（身体障害者1人、精神障害者1人、長期罹病者1人）となっている。

(3) 配偶関係と婚姻形態

調査世帯の同居家族員について配偶関係をみると表9のとおりで

表9 世帯主、配偶者、その他の家族員の配偶関係（同居

	世帯主	父(母)	長男	長女
配偶者あり	281 (81.4)	6 (12.5)	32 (14.2)	5 (3.1)
配偶者なし	1 (0.3)		190 (84.4)	149 (92.5)
配偶者死別	54 (15.7)	42 (87.5)		1 (0.6)
配偶者離別	9 (2.6)		3 (1.3)	6 (3.7)
行方不明				
合計	345 (100.0)	48 (100.0)	225 (100.0)	161 (100.0)

注 1) 父母の2人が揃っているときは2とした。

2) 「その他」には四男以下の男子、三女以下の女子

ある。世帯主345人のうち、配偶者のある者281人(81.4%)、配偶者死別54人(15.7%)、配偶者離別9人(2.6%)、配偶者の元来ない者1人となっている。世帯主の父母48人については、配偶者あり6人、配偶者死別42人で、離別は見当らない。長男は配偶者あり32人に対し、離別3人、長女は配偶者あり5人に対し、離別6人、その他家族員では配偶者あり69人に対し、死別6人、離別5人となっている。長男、長女、その他家族員について離別が目立っているといつてよいようである。またその他家族員の内訳をみると、二・三男の配偶者あり13に対し、離別2、二女の配偶者ありが皆無であるのに対し離別2となっている。離別についてはその詳細をさらに検討する必要があるように考えられる。

家族の場合)

その他	その他の内訳			
	二・三男	二女	兄弟姉妹	その他 ⊕
69 (12.0)	13 (7.5)		1 (5.9)	55 (17.8)
493 (86.0)	159 (91.4)	71 (97.3)	16 (94.1)	247 (79.9)
6 (1.0)				6 (1.9)
5 (0.9)	2 (1.1)	2 (2.7)		1 (0.3)
573 (100.0)	174 (100.0)	73 (100.0)	17 (100.0)	309 (100.0)

を含む。

同居家族員の有配偶者について、その結婚形態を覓合、自由に分けてみたのが表10である。自由の総数に占める割合は、世帯主24.1%、父母16.7%、長男28.6%、長女25.0%、その他

表10 同居家族員の結婚形態

	世帯主	父(母)	長男	長女	その他
見 合	261 (75.9)	40 (83.3)	25 (71.4)	9 (25.0)	55 (71.4)
自 由	83 (24.1)	8 (16.7)	10 (28.6)	3 (25.0)	22 (28.6)
合 計	344 (100.0)	48 (100.0)	35 (100.0)	12 (100.0)	77 (100.0)

家族員28.6%となっており、流石に父母の割合が最も低く、世帯主、長女、長男、その他家族員と、ほぼ年代が若くなるほど自由の割合が高くなっている、やはり時代の新しい動きを反映しているといつてよいであろう。

初婚年令についてみると、それぞれの統計別総数に対して、19才以下の場合、女では母30.0%、長女25.0%、配偶者13.9%となっているのに対し、男では世帯主4.1%、長男2.9%と極めて低くなっている。20～24才の場合では、女では配偶者65.1%、母62.5%、長女58.3%の順となっているのに対し、男では父75.0%、世帯主42.4%、長男31.4%の順となっている。25～29才の場合は、女では配偶者18.5%、長女16.7%、母7.5%となっているのに対し、男では長男62.9%、世帯主44.2%、父25.0%の順となっている。世帯主および配偶者を中心として考

えた場合、父母の初婚時と、長男、長女のそれとか移動してきているのがよくわかる。それにしても世帯主および配偶者においては、79%までが24才以下であり、世帯主でも90.7%までは29才以下である。また母、長女も90%内外が24才以下であり、父、長男もほぼすべてが29才以下である。これらは婚姻が未だ個人の自由によること少なく、家同士の婚姻という考え方がかなり根深いものであることの証佐と見てよいであろう。

(4) 通 婚 圏

通婚圏は、同和地区における最も注目すべき問題の一つといつてよいであろう。調査世帯の配偶者のある世帯主281人について、世帯主、配偶者の両者について出身地関係をみたのが表11である。

表11 通婚について

世帯主	配 偶 者	同和地区出身者		同和地区外 の出身者	計
		調査地点 出身者	その他の者		
同和地区 出身者	調査地点 出身者	119 <49.8> (77.8)	108 <45.2> (93.1)	12 <5.0> (100.0)	239 <100.0> (85.1)
	その他の者	28 <84.8> (18.3)	5 <15.2> (4.3)		33 <100.0> (11.7)
同和地区外の出身者		6 <66.7> (3.9)	3 <33.3> (2.6)		9 <100.0> (3.2)
計		153 <54.4> (100.0)	116 <41.3> (100.0)	12 <4.3> (100.0)	281 <100.0> (100.0)

世帯主 281 人のうち、高木地区出身者は 239 人 (85.1%)、他の同和地区出身者 33 人 (11.7%)、同和地区以外すなわち一般地区の出身者 9 人 (3.2%) となっており、同和地区出身者が圧倒的に多く、しかも高木地区出身者がその大部分をしめている。

これに対し配偶者は、高木地区出身者 153 人 (54.4%)、その他の同和地区出身者 116 人 (41.3%)、同和地区以外出身者 12 人 (4.3%) となっている。すなわち配偶者の場合も同和地区出身者が圧倒的に多くをしめている。この配偶者であって同和地区以外出身者である者は、すべて自分の夫として同和地区出身者をもっている。また世帯主が同和地区以外出身者である 9 人のうち 6 人までは高木地区出身者を配偶者としており、残り 3 人は他の同和地区出身者を配偶者としている。前者は世帯主である男が地区から他所に出ていて結婚の機会をえ、後になってその配偶者を伴って帰郷したものであろうし、後者は高木地区出身者である女が他出して結婚の機会をえ、その夫である世帯主を伴って帰郷したもの、あるいは職業の関係から配偶と関係のある同和地区を頼って来たものなどともみてよいであろう。

父母の通婚圏をみると、件数もわずかに 3 件にすぎないのであるが、すべて同和地区出身者であり、父はすべて高木地区出身者、母は高木地区出身者 2 人、他の同和地区出身者 1 人となっている。

長男についてみると、32 件のうち高木地区出身者 31 人、他の同和地区出身者 1 人となっておりすべて同和地区出身者であるのに対し、その配偶者は、高木地区出身者 11 人、他の同和地区出身者 19 人、それに怪かではあるが一般地区出身者 2 人となっている。

長女についてみると、5 件のうちすべてが高木地区出身者であり、その配偶者はすべて他の同和地区出身者である。

比較的婚姻が自由であると考えられる二男以下の男の子についてみると、15 件のうち 6 人は高木地区出身者、8 人は他の同和地区出身者でわずか 1 人が一般地区出身者である。これに対してその配偶者をみると、高木地区出身者 6 人、他の同和地区出身者 9 人とすべて同和地区出身者に限られている。

このように通婚圏がかなり嚴格に同和地区に限られており、一般地区とは極めて稀に例外的にしか婚姻が行なわれないという現象を、どのように考え、どのように打開して行くかが、同和対策、なかでも高木地区のごとく経済水準の高い地区の同和対策として、取り上げられなければならない問題といつてよいであろう。

V 職産業および雇労

(1) 事業所状況と雇用状況

調査客体となった事業所数は表 12 のとおり 171 である。そのうち 157 は第二次産業であり、14 は第三次産業である。この第二次産業は表 13 のとおりすべて製菓業であり、第三次産業は食料品小売業 3、皮革ブローカーズなどのほか雑多である。

この製菓業は、高木地区全体では売り上げ年額約 20 億円といわれ、会社企業 (株式) 20 事業所、個人企業は家内工業を含めて約 200 事業所、皮革事業協同組合 4 であり、従業員 5 人以上の事業所 150、4 人以内の事業所 70 といわれている。そしてここに

表/2 事業所状況

		第一次産業	第二次産業	第三次産業	合 計
所在地	地区内		$\frac{157}{91.8}$	$\frac{14}{8.2}$	$\frac{171}{100.0}$
	地区外				
	合 計		$\frac{157}{91.8}$	$\frac{14}{8.2}$	$\frac{171}{100.0}$
形態Ⅰ	個人		$\frac{151}{96.2}$	$\frac{6}{3.8}$	$\frac{157}{90.0}$
	法人		$\frac{6}{3.8}$	$\frac{8}{5.2}$	$\frac{14}{8.2}$
	任意団体				
形態Ⅱ	独立		$\frac{137}{87.3}$	$\frac{14}{9.3}$	$\frac{151}{88.3}$
	下請		$\frac{20}{12.7}$		$\frac{20}{11.7}$
	合 計		$\frac{157}{90.0}$	$\frac{14}{8.2}$	$\frac{171}{100.0}$
規模	なし		$\frac{106}{67.5}$	$\frac{11}{7.6}$	$\frac{117}{68.4}$
	あり		$\frac{32}{20.4}$	$\frac{3}{2.4}$	$\frac{35}{20.5}$
	4人以内		$\frac{19}{12.1}$		$\frac{19}{11.1}$
	20人 "				
	50人 "				
	50人以上				
金融	個人		$\frac{23}{12.6}$	$\frac{1}{0.6}$	$\frac{24}{13.2}$
	法人		$\frac{6}{3.2}$	$\frac{1}{0.6}$	$\frac{7}{4.2}$
	一般金融機関		$\frac{113}{62.1}$	$\frac{3}{2.6}$	$\frac{116}{68.1}$
	公的金融機関		$\frac{10}{5.5}$		$\frac{10}{5.9}$
	なし		$\frac{35}{19.2}$	$\frac{9}{5.3}$	$\frac{44}{25.4}$
	合 計		$\frac{182}{92.9}$	$\frac{14}{7.1}$	$\frac{196}{100.0}$

表/3 事業所の種類

種 別		実 数	比 率
第一次産業	皮革製造業	157	91.8
	小 計	157	91.8
第三次産業	食料品小売業	3	1.8
	皮革ブローカー	2	1.2
	備 価	2	1.2
	工業深品販売業	1	0.6
	自動車の販売整備	1	0.6
	建築材料販売	1	0.6
	米・麦貸加工業	1	0.6
	煙草小売業	1	0.6
	保育所経営	1	0.6
	廃品回収業	1	0.6
	小 計	14	8.2
合 計		171	100.0

1,500人の雇用者が就労しているわけであるが、この労働力のかなりの部分が地区内でまかなわれており、他所へ嫁いでいる者が自分の夫を連れて帰ってこの事業に就労させている者さえあるほどである。

調査客体となった製革業事業所157について従業員規模でなく雇用者の数によってみると、家族労働のみで雇用者なしが106（67.5%）、雇用者4人以内が32（20.4%）、5人以上20人以内が19（12.1%）となっており、極めて零細な企業であることがわかり、とくに家族労働のみで家内工業的にやっているものが多いことが目につく。これを個人、法人に分けてみると、151

調査世帯で、製菓業のみならずすべての業種を含めて雇用者とな

表 14 窟窿用狀況

状況 家族員	従業及び在職			雇用関係		従業先規模				事業所種別				就労の方法			合計						
	地区内	地区外	果外	合計	常雇	臨時	合計	4人以内	20人以内	50人以内	51人以上	合計	個人	法人	主任	官公庁		合計	紙	職	政	安	その他
世帯主	82 (161)	22 (339)		124 (100)	76 (613)	48 (387)	124 (100)	42 (339)	49 (395)	3 (24)	30 (242)	124 (100)	22 (58.1)	19 (55.3)	1 (0.8)	32 (25.8)	124 (100)	9 (2.3)	81 (65.3)	29 (23.8)	5 (4.0)	124 (100)	
配偶者	4 (54.1)	4 (51.1)		8 (100)	3 (37.5)	5 (62.5)	8 (100)	2 (25.0)	3 (37.5)	3 (37.5)	3 (37.5)	8 (100)	3 (37.5)	3 (37.5)		25 (25.0)	8 (100)	3 (37.5)	4 (50.0)	1 (12.5)	8 (100)		
父																							
母																							
長男	44 (88.0)	6 (12.1)		50 (100)	45 (90.0)	5 (10.0)	50 (100)	16 (32.0)	26 (52.0)	3 (6.0)	5 (10.0)	50 (100)	37 (74.0)	11 (22.0)		2 (4.0)	50 (100)	7 (14.0)	41 (82.0)	1 (2.0)	50 (100)		
長女	16 (98.2)	5 (31.5)		21 (100)	18 (85.7)	3 (14.3)	21 (100)	5 (23.8)	12 (57.1)	1 (4.8)	3 (14.3)	21 (100)	9 (42.9)	9 (42.9)		3 (14.3)	21 (100)	3 (14.3)	15 (71.4)	2 (9.5)	21 (100)		
次男	49 (90.7)	5 (9.3)		54 (100)	49 (90.7)	5 (9.3)	54 (100)	22 (40.7)	25 (46.3)	2 (3.7)	5 (9.3)	54 (100)	43 (79.6)	8 (14.8)		3 (5.6)	54 (100)	6 (11.1)	47 (87.0)	1 (1.9)	54 (100)		
次女	16 (96.2)	5 (30.8)		21 (100)	20 (95.2)	1 (4.8)	21 (100)	6 (28.6)	8 (38.1)	4 (19.0)	3 (14.3)	21 (100)	13 (61.9)	7 (33.2)		1 (4.8)	21 (100)	4 (19.0)	17 (81.0)		21 (100)		
その他家族員	8 (88.9)	1 (11.1)		9 (100)	9 (100)		9 (100)	5 (55.6)	2 (22.2)	2 (22.2)	2 (22.2)	9 (100)	6 (66.7)	3 (33.3)			9 (100)	9 (100)			9 (100)		
家族員以外の	7 (77.8)	2 (22.2)		9 (100)	4 (44.4)	5 (55.6)	9 (100)	6 (66.7)	1 (11.1)	1 (11.1)	2 (22.2)	9 (100)	7 (77.8)	2 (22.2)			9 (100)	1 (11.1)	7 (77.8)	1 (11.1)	9 (100)		
合計	226 (226)	70 (236)		296 (100)	224 (95.7)	72 (24.3)	296 (100)	104 (35.1)	126 (42.6)	15 (5.1)	51 (17.2)	296 (100)	190 (64.2)	62 (20.9)	1 (0.3)	43 (14.5)	296 (100)	33 (11.1)	221 (74.7)	32 (10.5)	296 (100)		

注) 1. 矢野村果争業に従事している者は雇用関係を臨時とした。
2. 雇業者総数 298 名には副業に雇用されている者の名を含む。

っている者の雇用状況を見ると、表14のとおりである。従業員所在地区別は雇業者296人のうち高木地区内226人（76.4%）地区外70人（23.6%）となっており、この地区外でもすべて県内である。地区外へ出る者には矢村事業従事者22人、公務員7人などが含まれている。従業員事業所種別についてみると、296人のうち個人190、法人62、官公庁43となっている。従業員規模でみると、4人以内104人、5人以上20人以内126人、21人以上50人以内15人、51人以上（官公庁を含む）51人となっており、零細企業への雇業者が極めて多いことがしられる。雇用関係でみると、矢村事業従事者を臨時として、常雇224人（25.7%）臨時72人（24.3%）となっている。また就職の方法をみると、縁故が最も多く221人（74.7%）であり、職安34人（11.5%）、試験33人（11.1%）となっている。

高木地区において製革業に従事している場合、雇用条件は1日の就労時間8～9時間、日給制が多く1日当たり男800円～1,000円、女600～650円、さらに年間には2か月分の賞与があるといわれている。また約30事業所が健康保険加入となっている。調査世帯について、製革業のみならずすべての業種を含めて雇業者となっている者を続柄別に賃金をみたのが表15である。該当の世帯主124人のうち95%までが月15,000円以上である。世帯主のみでなく雇業者全体についてみても90%までが月10,000円以上であり、賃金としては一応安定した金額を示しているものといえよう。

矢村事業従事者は高木地区全体で55世帯85人といわれているが、その数は地区の製革業の最近の顕著な発展によって大きく影響

5
外

表15 賃金額

	4999 以下	7499 "	9999 "	14999 "	19999 "	24999 "	29999 "	39999 "	49999 "	50,000 以上	合 計
世帯主	1 (0.8)	1 (0.8)	4 (3.2)	24 (19.4)	16 (12.9)	14 (11.3)	22 (17.7)	35 (28.2)	5 (4.0)	2 (1.6)	124 (100.0)
配偶者	1 (12.5)	1 (12.5)	1 (12.5)	4 (50.0)	2 (25.0)						8 (100.0)
父											
母											
長男			2 (4.0)	13 (26.0)	12 (24.0)	14 (28.0)	6 (12.0)	3 (6.0)			50 (100.0)
長女			6 (28.6)	12 (57.1)	3 (14.3)						21 (100.0)
次男		1 (1.9)	2 (3.7)	11 (20.4)	17 (31.5)	15 (27.8)	3 (5.6)	5 (9.3)			54 (100.0)
次女		3 (14.3)	4 (19.0)	10 (47.6)	4 (19.0)						21 (100.0)
以下				2 (22.2)	3 (33.3)	3 (33.3)	1 (11.1)				9 (100.0)
その他の家族		3 (33.3)	1 (11.1)	3 (33.3)	2 (22.2)						9 (100.0)
合計	2 (0.7)	8 (2.7)	20 (6.8)	79 (26.7)	59 (19.9)	46 (15.5)	32 (10.8)	43 (14.5)	5 (1.7)	2 (0.7)	296 (100.0)

を受け減少の傾向にあるといわれている。その賃金は平均 507 円であるが、426 円から 661 円までに分類されている。またこれらのうち民間日雇事業に従事しているものは男 22 人、女 30 人で、1 か月のうち 10 日前後は失対事業に従事し、他の日は民間事業に従事している。調査世帯についていえば、失対事業従事者は男 22 人となっているが、一般単純労働者 7 人（うち男 12 人、女 5 人）との区別は必ずしも明確ではない。

(2) 職産業および就労形態

高木地区全体の世帯について職業構成をみると、製革業世帯 56 / 専業農家 11（ただし農家世帯は 75）、公務員世帯 7、その他 90 となっている。

これを調査世帯の家族員について、続柄別にみると、表 16 のとおりである。稼働年令と考えるとよい義務教育終了後の者は 1,113 人であり、そのうち無職が 539 人あるので、稼働者は 574 人である。

自営業の製造業 297 人、事務系労働者の皮革関係 5 人、技術系労働者の皮革工 214 人、合計 456 人、約 80 % はほぼ皮革関係従事者である。皮革関係以外は、自営業の農業 13 人、商サービス業 17 人、その他の自営業 13 人、皮革以外の事務系労働者 28 人、技術系労働者 8 人、単純労働者 39 人と極めて少なくなっている。

これを世帯主についてみると、無職 57 人を除いた 288 人のうち、自営業の製造業 137 人、皮革工 80 人などやはり 80 % 近くが皮革関係者でしめられている。また長男では、101 人のうち 91 人ま

表 16 世帯主、配偶者その他の家族員の職業（同居家族員の場合）

世帯主	配偶者	父	母	長男	長女	次男以下の男子	次女以下の女子	その他の同居家族員		合計
								男	女	
業										
製造業	8 (2.8)	1 (.1)		1 (.1)		1 (.1)		7 (2.1)	1 (.3)	8 (2.4)
農林業	137 (47.6)	47 (16.5)		47 (16.5)	3 (1.2)	31 (10.6)	8 (2.6)	78 (26.7)	4 (1.3)	82 (28.0)
果樹業	1 (.3)			2 (.7)		1 (.3)		3 (1.0)		4 (1.3)
商サービス業	17 (5.9)			17 (5.9)		17 (5.9)		17 (5.9)		17 (5.9)
その他の自営業	13 (4.5)			13 (4.5)		13 (4.5)		13 (4.5)		13 (4.5)
事務系労働者	5 (1.7)	2 (.7)		5 (1.7)	5 (1.7)	4 (1.3)	6 (2.0)	17 (5.7)	2 (.7)	19 (6.4)
技術系労働者	53 (18.3)	2 (.7)		55 (19.0)	14 (4.9)	49 (16.6)	15 (5.0)	78 (26.7)	6 (2.0)	84 (28.7)
（うち皮革工）	20 (6.9)	2 (.7)		22 (7.6)	14 (4.9)	47 (16.6)	14 (4.9)	61 (21.5)	5 (1.7)	66 (23.2)
単純労働者	39 (13.4)			39 (13.4)		39 (13.4)		39 (13.4)		39 (13.4)
失対	20 (6.9)			20 (6.9)		20 (6.9)		20 (6.9)		20 (6.9)
一般	12 (4.2)	2 (.7)		14 (4.9)	2 (.7)	14 (4.9)		16 (5.6)	1 (.3)	17 (5.9)
その他										
合計	288 (100.0)	14 (4.9)	8 (2.8)	101 (35.1)	24 (8.3)	87 (30.6)	30 (10.8)	144 (50.0)	15 (5.2)	159 (55.2)
無職（別掲）	57 (20.0)			17 (6.1)	45 (16.2)	8 (2.9)	37 (13.2)	3 (1.1)	58 (21.1)	65 (23.1)
皮革関係	1 (.3)			1 (.3)	1 (.3)	1 (.3)	1 (.3)	1 (.3)		5 (1.8)
その他（別掲）	5 (1.7)	2 (.7)		4 (1.4)	3 (1.1)	1 (.3)	4 (1.4)	2 (.7)	2 (.7)	11 (3.9)
公務員（同場）	2 (.7)			1 (.3)	1 (.3)	2 (.7)	1 (.3)	1 (.3)		7 (2.4)

公営は別掲のみ。

注 この表の雇用者には自営業において雇用されている者も含む。総数 294 人である。

で皮革関係者であるが、事務系労働者が4人いることは注目してよいであろう。また長女、二女以下の女の子においては、皮革関係も多いが、一方皮革以外の事務系労働者の割合も些さか増している。

つぎに調査世帯の世帯主の主業別の副業状況を見ると、自営業世帯主16人が自営業すなわち農業を副業として行なっているのが目につく程度であり、配偶者やその他の家族員についてはとり立てていうに足りない。製菓業を中心とする産業地帯であるために、零細な余剰時間を活用して副業をはかる必要性をあまり感じていないといつてよいようである。

また出稼の有無についてみても、世帯主345人のうち11人(3.2%)、長男118人のうち2人(1.7%)、長女69人のうち2人(2.9%)、二男二女以下の子供152人のうち5人(3.3%)、その他の家族員90人のうち2人(2.2%)という程度で、世帯主を除いてはとり立てていうほどのことはない。

義務教育終了後の無職のものは43頁表16のとおり該当年令1,113人のうち539人、48.4%であるが、配偶者は流石にその該当年令の95.0%と高く、父100%、母97.5%、長女65.2%、二女以下の女の子供53.2%と高くなっており、一方世帯主は16.5%、長男12.4%、二男以下の男の子供8.4%と低く、したがって稼働割合が高くなっている。

それらについて無職の理由をみると、539人のうち401人は家事、44人は就学、74人は疾病、老衰、5人がその他(身体障害者1人、低知能者3人、死感修業中1人)となっているが、働き場がないというのが11人、(世帯主3人、長男1人、長女3人、二女

以下の女の子供3人など)もいるのは注意を要する、とくにそのうちに世帯主3人が含まれているのは直ちに解決すべき問題であろう。

また無職539人のうち前職のあったのは77人であり、その内訳は、技術系労働者39人が最も多く、農林業16人、製造業16人がこれに次いでいる。このうち世帯主は29人で、農林業4人、製造業12人、商サービス業主1人、技術系労働者12人となっている。配偶者は26人で、農林業8人、製造業1人、事務系労働者4人、技術系労働者13人となっている。父5人は農林業1人、製造業2人、技術系労働者2人、母4人は農林業1人、商サービス業1人、技術系労働者2人となっている。

またこの77人について、失業および離職の時期についてみると、大正年間6人(7.8%)、昭和年間戦前戦中22人(28.6%)、戦後昭和20~30年24人(31.2%)、31~35年15人(19.5%)、36年以降10人(13.0%)となっている。世帯主についてみると、昭和年間戦前戦中8人、戦後昭和20~30年8人、31~35年7人となっている。ただ現任は配偶者として家庭に納まり家事に専らしている者が、昭和年間戦前戦中11人、戦後昭和20~30年9人となっており、当時女子労働力を動員した痕跡と考えられるものがうかがえる。父5人のうち4人までは戦後昭和20~30年であり、母4人は大正年間1人、昭和年間戦前戦中2人、昭和31~35年となっている。

世帯主について転職回数を見ると、1回のもの82人(23.8%)に上っているが、2回は17人、3回は1人にすぎない。したがって総数345人のうち245人(71.0%)は転職の経験を持ってい

ない。この転職経験2回以上の者について、最初の職業とその就労年数とをみると、18人のうち8人は10年以上継続して就労した者であり、5年以上継続した者を加えれば14人となり、比較的長期であることがわかり、また職業からみても16人までは農林業関係で比較的安定していることがわかる。

つぎに世帯主の転職経験者は丁度100人であるが、その直前の前職についてみると、100人のうち46人は10年以上、5年以上を加えれば75人というかなり継続年数の長いものであり、65人内外は皮革関係である。

その直前の職業の退職理由は表17のとおりで、100人のうち全

表17 世帯主の直前の職業について退職の理由

退職の理由		実数	比率
非自発的	会社・工場の閉鎖および解散のため	4	4.0
	終戦・復興のため	7	7.0
	停年退職・失業のため	7	7.0
自発的	高齢・老衰のため	3	3.0
	リ済・身障のため	3	3.0
	事業の不振・不況のため	24	24.0
	移住のため（結婚による）	10	10.0
	（その他）	7	7.0
	自主経営のため	8	8.0
	現職の好況のため	5	5.0
	前職が不適なため	4	4.0
	その他	4	4.0
不詳および回答なし		14	14.0
合 計		100	100.0

社および工場の閉鎖ならびに解散4人、終戦および復興7人、停年退職および失業7人などが非自発的理由によるもので18.0%に達しており、自発的理由68.0%のなかでも、事業不振および不況24人、自主経営に転換8人、結婚による移住10人、その他の移住7人などが目立っている。観点をかえて、事業成績の良不良に左右されたと考えられるものを拾うと、非自発的18人、事業不振および不況24人、自主経営8人、現職の好況5人、前職の不況4人、合計約60人が数えられる。

つぎに世帯主について現職への職業態度を職業別にみると、現在稼働中の288人のうち、将来ともに続ける76人(26.4%)、いまのところ続ける外はない195人(67.7%) 合せて271人は継続を期待しており、早くやめたいというのはわずかに17人(5.9%)にすぎず、やめるといふのは皆無である。早くやめたいというものの現職の内訳は、製造業6人、技術系労働者9人、失対事業従事者1人、一般単純労働者1人である。

生活意識調査の一環として、「もし現在の職業をかえるとすればどんな職業を選ぶか」と質問したのに対して、選択する職業を答えた世帯主は58人である。表18のとおり、現在製造業137人のうち19人が答え、その将来の職業として選ぶものの内訳は、商サービス業14人、その他の自営業2人、事務系労働者2人、一般単純労働者1人である。つぎに現在商サービス業に従事しているものは希望皆無である。また現在事務系ならびに技術系労働者91人のうち16人が答え、その選ぶ職業は、独立した製造業6人、商サービス業6人などが主なものであり、現在単純労働者32人のうち8

表18 世帯主の選択する職業種別

現職 職業	職業 選択	自 営 業				
		農・水産	農・林業	製造業	商・サ-ビス業	その他の 自営業
漁・水産・農業						
製造業(自営)					14 (10.2)	2 (1.5)
商工・サービス(自営)						
事務・技術労働者				6 (6.6)	6 (6.6)	1 (1.1)
単純労働者				2 (6.3)	4 (12.5)	
無 職				4 (7.0)	3 (5.3)	
合 計				12 (3.5)	27 (28)	3 (0.9)

人が答え、その選ぶのは製造業2人、商サービス業4人、事務系労働者2人となっており、無職57人のうち14人が答え、その選ぶのは製造業4人、商サービス業3人、事務系労働者4人、技術系労働者3人となっている。

つぎに農業についてみよう。高木地区の農業は前述のとおり盛んではなく、農家75世帯ではあるが、農業を主とした専業農家は11世帯にすぎない。総耕地面積は16町歩に上ってはいるが、1世帯平均2反程度であり、最高規模でも5反にすぎない。主な生産物は米麦であり、自家用飯米を目的としている。また大部分は自作である。この地区全体について製革業の急速な発展がとげられつつあるので、耕地は潮次皮革乾燥場に転換しつつある現状にあり、農地は今後さらに減少する見込である。

雇用労働者		単純労働者			選択なし	合 計
事務系 労働者	技術系 労働者	失 村	一 般	その他		
	1 (12.5)				7 (87.5)	8 (100.0)
2 (1.5)			1 (0.7)		118 (86.1)	137 (100.0)
					20 (100.0)	20 (100.0)
1 (1.1)	1 (1.1)		1 (1.1)		75 (82.4)	91 (100.0)
2 (6.3)					24 (75.0)	32 (100.0)
4 (2.0)	3 (5.3)				43 (75.4)	57 (100.0)
9 (2.6)	5 (1.4)		2 (0.6)		287 (83.2)	345 (100.0)

調査世帯についてみると、農家は35世帯であり、自作28世帯、小作3世帯、自小作4世帯となっている。自作の耕作面積は、2〜4反が14世帯、2反未満が13世帯、自小作にしても3〜6反程度であり、すべて零細である。主な農作物は米、麦、野菜であり、いずれも自家消費が主である。家畜は役肉用牛1頭にすぎず、農業機械の利用をみても、協同組合の役割はそれほど高いわけではない。農家における労働力をみても、雇用労働を用いるのは僅かに3世帯にすぎず、家族労働力で殆んどを賄っている。

Ⅶ 生活環境

道路整備状況についてみると、国道は一本松地区を東西に貫通しているが、この高木地区は通っていない。県道は高木地区を縦横に貫通しており、東西600米、南北500米に及び、アスファルトによって舗装済みである。市道もまた東西南北に走っており、一部を除いては舗装済みである。この点「同和モデル地区」として道路工事も行なわれている。

元来、大正13年に10ヵ年経費事業として部落の地区改正が、国庫の負担で、年額1万円歳経費10万円の予算で着手された。部落内に地区改正会という促進機関が設けられ、田畑は坪3円で買い上げ、家屋の取り除きには坪5円と決め、大正13年1月地鎮祭を行ない直ちに工を起し、昭和5年に竣工した。地区改正前の部落は甚だ非衛生的であったが、改正後は恰も市井のように一変し、道路、下水路等の区劃整然として面目を新たにした。

昭和20年7月3日から4日にかけて姫路市に2回の空襲があり、高木部落は28戸が焼失し、罹災者1,000人に及んだが、これによって住宅は却って改良されることとなった。とくに昭和35年1月には不良住宅として10戸が取り除かれ、市営住宅が改良住宅としてそのあとに建てられており、それらの家賃は月1,500円である。

護岸工事についてみると、昭和28年6月に62年振りの豪雨があり、高木部落宇上ノ倉の民家に隣接する市川東岸が危険に瀕した。そのため部落民300名とオート三輪車17台とを動員して土嚢4,000俵を積み上げ応急対策を講じ幸無きを得た。而して減水後約50米の長さにとわたって補強護岸工事が進められた。

橋梁は高木地区から旧姫路市に通ずる県道の市川筋で高木橋が架けられている。昭和8年3月工費6万円で竣工しているが、コンクリート製で長さ180米、幅5米で大型トラックが通ることが出来る。

防犯灯は高木橋に3か所、その他25か所に設置されている。

排水工事についてみると、製革工場が増加するにつれて汚水の流出量が増し、灌漑水路を通じて新地に流入するので、昭和27年1月から経工費1,400万円で延長3,000米に及ぶ劃期的排水工事を行ない、地区内に汚水排水溝を設け、各工場より流出する汚水を本溝に流入せしめ、この汚水を洗濯して市川に導入することとした。昭和27年度には当初の計画として人家または工場の稠密な西北部のみであったが、翌28年度においては、厚生省などより全国における村事業としての下水施設のモデルたらしめようとする勸奨もあって、さらに拡張し29年2月に完成した。経工費は27年度は1,489万円、28年度は482万円であった。

その後製革業の急激な発展に伴い、排水量も増加し、従来の下水処理方式では不可能となり、昭和36年度からこの地区が「同和モデル地区」として指定されたのを機会に、5ヵ年計画で全面的な下水道敷設計画が進められている。

なおし尿処理については従前は当地区民が処理していたが、現在では市が直接実施している。

水道工事は、昭和38年5月に県道地下に主管工事が実施され、現在も継続して工事中であり、この工事が完了すれば地区内全域に市上水道が給水されることとなる。

共同浴場については、昭和8年に開設されている。それ以前に個人経営の小浴場が3か所があり、設備は不完全、衛生の面でも遺憾の点が多かったのであるが、共同浴場開設については一致して猛烈に反対していた。そこでさらに古くこの地区に大風呂屋と称する大浴場があったものを、この機会に復興するという形式をとって新築認可を得、県社会課の補助金と低利融資を得て開設することができた。当時浴場委員2名ずつが1年交替で経営の任にあたり、大人1人15円、小学生0.8円、幼児0.5円の入浴料であった。

昭和20年7月の戦災で浴場は焼失したが、戦後1株5円で株式を昇って復興し現在に至っている。もっとも昭和33年にも同和対策事業の一環として当浴場の修理が行なわれている。現在地区民の約1,200人が利用しており、入浴料は大人10円、子供5円である。

地区の防火設備としては、昭和28年能工費28万円、村から10万円の補助金を受け、地区の要所要所に、8箇所の消防団防火水槽を新設した。水槽の大きさは長さ2間、幅1間、深さ1間で、1水槽の貯水量は67石5斗という大タンクである。

墓地は、大正14年ごろには中嶋町に設けられてあったが、地区整理のため崩山墓地に移転している。また火葬場は中嶋町にあったものを、昭和37年には取り除かれ、現在は姫路市営の名古山火葬場を使用している。

(1) 住宅環境

まず住宅の所有関係をみると表19のとおりで、調査世帯の約90

表19 所有関係

	一戸建	間借	アパート	5軒長屋	5軒	10軒	11軒以上	その他	合計
持家	301 (92.9)							3 (60.0)	304 (88.1)
借家	23 (7.1)	7 (100.0)	6 (100.0)		3 (100.0)			2 (40.0)	41 (11.9)
給与	1 (0.3)	1 (100.0)							2 (0.6)
公営									
私営	22 (6.8)	6 (85.7)	6 (100.0)		3 (100.0)			2 (40.0)	39 (11.3)
合計	328 (100.0)	7 (100.0)	6 (100.0)		3 (100.0)			5 (100.0)	345 (100.0)

% 304世帯までが持家であり、借家は41世帯(11.9%)に過ぎず、その借家の大部分39世帯(11.3%)が公営ではなく民間個人持の住宅である。また一戸建が圧倒的に多く301世帯(92.9%)に達しており、それ以外は間借7世帯、アパートおよび寮6世帯、5軒長屋3世帯、その他5世帯と極めて僅かになっている。

これらの住宅についてその部屋数をみると、1間46世帯(13.3%)、2間75世帯(21.7%)、3間51世帯(14.8%)、4間57世帯(16.5%)、5間31世帯(9.0%)、6~10間81世帯(23.5%)、11間以上4世帯(1.2%)となっている。ただ同居家族員数別にみると、2人世帯では1間が、3~6人世帯ではほぼ2間が最も多くをしめているのが目につく。

つぎに層数を見ると、1~4.5層は2世帯(0.6%)、5~10層は75世帯(21.7%)と、10層以下が22.3%をしめており、それより構成割合の高いのは、11~20層114世帯(33.0%)、21~30層77世帯(22.3%)、31層以上77世帯(22.3%)となっている。

これを同居家族員数別にみると、2人世帯では5~10 戸、11世帯（該当人数世帯の39.3%）、3人世帯では11~20 戸、21世帯（40.4%）、4人世帯でも11~20 戸、22世帯（31.4%）、5人世帯でも同じく24世帯（34.3%）、6人世帯20世帯（40.8%）が最も多くをしめている。

さらに建坪についてみると、10~19坪が33.9%、20~30坪が24.9%、31坪以上が19.7%となっているが、10坪未満のものも21.4%とかなりに上っている。

建築年数についてみると表20のとおりで、戦災を受けているだ

表20 建築年数

	明治年間 (明治)	大正 年間	昭和 10年以前	昭和 15年	昭和 20年	昭和 25年	昭和 30年	昭和30 年以降	合 計
鉄 筋									
モルタル									
ジョツフ									
普通木造	23 (100.0)	35 (100.0)	51 (100.0)	10 (100.0)	51 (100.0)	82 (93.2)	40 (95.2)	45 (100.0)	337 (97.7)
仮小屋						6 (6.8)	2 (4.8)		8 (2.3)
その他									
合 計	23 (100.0) <6.7>	35 (100.0) <10.1>	51 (100.0) <14.8>	10 (100.0) <2.9>	51 (100.0) <14.8>	82 (100.0) <25.6>	42 (100.0) <12.2>	45 (100.0) <13.0>	345 (100.0) <100.0>

けに昭和20年以後の建築が226世帯（65.5%）に上っている。一方古いものは大正年間35世帯（10.1%）、明治年間23世帯（6.7%）が未だに残っている。これを住宅様式についてみると、殆んど

すべての337世帯（97.7%）までが普通木造であり、そのほかに昭和25年以降建築の仮小屋が8世帯存している。

持家以外のものについて家賃向代をみると、2,000円以内は最も多く、41.5%、家賃向代なし29.3%と両者合せて70.8%に達しており、2,001円~5,000円は24.4%、5,001円以上4.9%となっている。

宅地所有関係をみると、所有地226世帯（65.5%）借地119世帯（34.5%、ただしこのうち41世帯は借家分）となっている。

(2) 住宅設備

(イ) 上水道

前にも述べたとおりこの地区への上水道敷設工事が進められており、やがて利用できることとなっているが、現在はすべての世帯が井戸に頼っている。調査世帯においては表21のとおり、井戸を専用しているのは345世帯のうち307世帯であり、共用は37世帯（そのうち1~5軒共用は31世帯、6~10軒共用は6世帯）となっている。

(ロ) 排水設備

排水設備は表21のとおり専用316世帯、共用29世帯（そのうち1~5軒共用は24世帯、6~10軒共用は5世帯）であるが、排水工事が完全である「良」は293世帯（84.9%）である。排水工事の「不良」なものが専用44世帯、共用8世帯（すべて1~5軒共用）であることは注意を要する。

表2/ 住宅設備状況

	実数						比率					
	水道	井戸	台所	排水	便所	風呂	水道	井戸	台所	排水	便所	風呂
あり		344	321	292	339	102		99.7	93.0	有 排水	98.3	29.6
専用		307	307	292	303	99		89.0	89.0	92.8	87.8	28.7
共用		37	14	21	36	3		10.7	4.1	7.2	10.4	0.9
1~5軒		31	12	16	30	3		9.0	3.5	5.5	8.7	0.9
6~10		6	2	5	6			1.7	0.6	1.7	1.7	
11~15												
16~20												
21軒以上												
なし		1	24	293	6	243		0.3	7.0	100.0	1.7	70.4
合計		345	345	293	345	345		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(ハ) 台所設備

台所設備のあるのは表2/のとおり321世帯であり、残り24世帯は「なし」である。「なし」のかなりに上っていることについては注意を要する。また「あり」321世帯のうち専用は307世帯であり、14世帯は共用（そのうち1~5軒共用は12世帯、6~10軒共用は2世帯）となっている。

(ニ) 便所

便所のあるのは表2/のとおり339世帯であり、「なし」は6世帯である。「あり」のうち専用は303世帯、共用は36世帯（そのうち1~5軒共用は30世帯、6~10軒共用は6世帯）となっている。

(ホ) 風呂

風呂のあるのは表2/のとおり102世帯（29.6%）であり。「なし」は243世帯（70.4%）である。「あり」の大部分99世帯は専用であり、共用は3世帯（1~5軒共用）である。「なし」は前に述べたとおり共同浴場を利用しているものと見てよからう。

(ハ) 光熱利用状況

調査世帯の光熱利用状況をみると、都市ガスは敷設されておらず、プロパンガス利用は345世帯のうち310世帯（89.9%）で圧倒的に多く、これを補って新炭132世帯（38.3%）、石油コンロ113世帯（32.8%）、電熱26世帯（7.5%）となっている。

(ト) 電灯数

調査世帯の世帯あたり電灯数をみると、「なし」1世帯、1~2灯62世帯（17.7%）、3~4灯72世帯（20.8%）、5~6灯

89世帯(25.8%), 7~8灯 55世帯(15.9%)となっている。
さきにみたとおり、1間世帯46世帯、2間世帯75世帯であるから、電灯「なし」と1~2灯世帯とを合せて63世帯であるのと比較してみると、まず最少限度の光熱は確保されており、決して過少とはいえないようである。

Ⅶ 生活水準

(1) 収入および支出

調査世帯について家族員数別にみた世帯収入は表22のとおりであり、世帯収入は比較的高く、20,000円以上が305世帯(89.4%)となっており、50,000円以上でさえ91世帯(26.4%)と調査世帯の約4分の1に上っている。もっとも格差の甚だしいことは、

5,000円未満1世帯、5,000~7,499円2世帯、7,500~9,999円2世帯という極めて収入の低い世帯もあり、10,000~19,999円にも35世帯(10.1%)が含まれている。全般として収入水準はかなり高いとはいえ、低所得世帯もまた少くない点に注意しなければならない。しかも10,000~19,999円に世帯人員が4~5人という規模の大きい世帯が10世帯以上も含まれている。もっとも収入や支出の調査は極めて困難であり、必ずしも金額のみに頼ってその水準を云々するわけには行かないので、後に家財道具のところでもう一度論ずることとしたい。

家族員数別に世帯支出をみたのが表23である。9,999円未満5世帯(1.5%)、10,000~19,999円51世帯(14.8%)、

表22 家族員数別にみた世帯収入

世帯収入 家族員数	1人	2	3	4	5	6	7	8	9	10人以上	合計
0~4,999円	1 (100.0)	1 (100.0)									1 (100.0)
5,000~7,499円	2 (100.0)										2 (100.0)
7,500~9,999円	1 (100.0)	1 (100.0)									2 (100.0)
10,000~14,999円	5 (100.0)	3 (100.0)	5 (100.0)	3 (100.0)	4 (100.0)	4 (100.0)	1 (100.0)				17 (100.0)
15,000~19,999円	3 (100.0)	2 (100.0)	4 (100.0)	4 (100.0)	4 (100.0)	4 (100.0)	1 (100.0)				18 (100.0)
20,000~24,999円		5 (100.0)	11 (100.0)	11 (100.0)	11 (100.0)	11 (100.0)	11 (100.0)	4 (100.0)			36 (100.0)
25,000~29,999円	1 (100.0)	4 (100.0)	13 (100.0)	7 (100.0)	10 (100.0)	10 (100.0)	10 (100.0)	5 (100.0)			41 (100.0)
30,000~34,999円		6 (100.0)	10 (100.0)	23 (100.0)	23 (100.0)	23 (100.0)	23 (100.0)	23 (100.0)			84 (100.0)
35,000~39,999円		2 (100.0)	4 (100.0)	10 (100.0)	10 (100.0)	10 (100.0)	10 (100.0)	10 (100.0)			53 (100.0)
40,000~44,999円			4 (100.0)	10 (100.0)	10 (100.0)	10 (100.0)	10 (100.0)	10 (100.0)			41 (100.0)
45,000~49,999円			4 (100.0)	10 (100.0)	10 (100.0)	10 (100.0)	10 (100.0)	10 (100.0)			53 (100.0)
50,000円以上	1 (100.0)	4 (100.0)	5 (100.0)	12 (100.0)	12 (100.0)	12 (100.0)	12 (100.0)	12 (100.0)	2 (100.0)		91 (100.0)
合計	13 (100.0)	28 (100.0)	52 (100.0)	70 (100.0)	70 (100.0)	70 (100.0)	70 (100.0)	70 (100.0)	5 (100.0)		345 (100.0)

表23 家族員数別にみた世帯支出

世帯員数	0~4,999	5,000~7,499	7,500~9,999	10,000~14,999	15,000~19,999	20,000~24,999	25,000~29,999	30,000~39,999	40,000~49,999	50,000円以上	合計
1人		2 <1,500> (100.0)	1 <2,700> (50.0)	6 <4,600> (25.3)	2 <1,500> (6.9)	2 <2,100> (14.6)	3 <1,800> (5.2)	4 <1,800> (4.5)		13 <2,700> (3.8)	
2	1 <3,600> (100.0)	1 <3,600> (50.0)	1 <3,600> (50.0)	4 <1,800> (18.2)	6 <2,100> (20.7)	6 <2,100> (14.6)	3 <1,800> (5.2)			28 <1,800> (8.1)	
3				6 <1,800> (25.3)	11 <2,100> (32.9)	8 <1,800> (19.5)	13 <2,500> (22.4)	11 <2,100> (12.5)	2 <3,600> (3.8)	52 <1,800> (15.1)	
4				5 <2,100> (22.7)	4 <1,800> (13.8)	13 <1,800> (36.2)	17 <2,500> (29.3)	17 <2,500> (19.3)	11 <1,500> (30.8)	70 <1,800> (30.3)	
5				1 <1,800> (4.5)	4 <1,800> (13.8)	6 <1,800> (14.6)	14 <2,500> (24.1)	27 <3,600> (30.7)	13 <1,800> (28.5)	70 <1,800> (20.3)	
6						3 <1,800> (7.3)	6 <1,800> (10.3)	12 <2,500> (13.6)	14 <1,800> (28.6)	49 <1,800> (14.2)	
7					2 <1,800> (6.9)		2 <1,800> (3.4)	13 <3,600> (14.8)	8 <2,500> (15.1)	35 <1,800> (10.1)	
8						4 <2,200> (9.8)	2 <1,800> (3.4)	2 <1,800> (2.3)	3 <1,800> (5.7)	18 <1,800> (5.2)	
9							2 <2,000> (1.7)	2 <2,000> (2.3)	1 <2,000> (1.9)	5 <1,800> (1.4)	
10人以上									1 <2,000> (1.9)	5 <1,800> (1.4)	
合計	1 <0.3> (100.0)	2 <0.6> (100.0)	2 <0.6> (100.0)	22 <6.4> (100.0)	29 <8.4> (100.0)	41 <11.9> (100.0)	55 <16.8> (100.0)	88 <25.5> (100.0)	114 <11.0> (100.0)	345 <100.0> (100.0)	

20,000~29,999円 99世帯(28.7%), 30,000~39,999円 88世帯(25.5%), 40,000~49,999円 53世帯(15.4%), 50,000円以上 49世帯(14.2%)となっている。

世帯の就労員数別に世帯収入をみると、就労人員2人の場合には収入が最も低いものでも15,000~19,999円世帯(2世帯)に入っている。それに反して就労人員1人の場合には、最も低いものは5,000~7,499円世帯(2世帯)に、つぎに10,000~14,999円世帯(13世帯)に入っている。この場合概ね稼働能力が高くないのであるから、その低劣さが問題であろう。就労人員の皆無である場合(9世帯)がそれにも況して最も問題であり、その世帯収入は当然のことながら極めて低く、4,999円未満世帯(1世帯)、7,500~9,999円世帯(2世帯)、10,000~14,999円世帯(4世帯)となっている。

つぎに調査世帯を、(1)製革業世帯、(2)皮革工の1人でもいる皮革工世帯(1)を含まない)、(3)その他の世帯の3種に、皮革関係にもとづいて分けてみると表24のとおりである。製革業世帯の収入は流石に高く、累積百分率でみると、20,000円未満世帯が僅かに2.5%にすぎず、50,000円以上世帯が40%に上っている。皮革工世帯もかなり高く、20,000円未満世帯は8.3%にすぎない。もっともこの低い世帯は問題である。それにしてもむしろ問題となるのは皮革に関係のないその他の世帯(56世帯)である。20,000円未満世帯が44.6%と半ばに近くなっている。この種の世帯の中にも、商サービス業、大企業従事者、その他が含まれているので、それらを除いて低収入世帯の世帯主の職種を、収入20,000円未満世帯につ

表24 皮革関係によって分類した世帯の収入分布

	実 数				累 積 百 分 率			
	製革世帯	皮革工世帯	その他世帯	計	製革世帯	皮革工世帯	その他の世帯	計
0~4,999円			1	1			1.8	0.3
5,000~7,499			2	2			5.4	0.9
7,500~9,999			2	2			8.9	1.4
10,000~14,999	1	5	11	17	0.6	3.8	28.6	4.4
15,000~19,999	3	6	9	18	2.5	8.3	44.6	11.6
20,000~24,999	13	18	5	36	10.8	22.0	53.6	22.0
25,000~29,999	9	24	8	41	16.6	40.2	67.9	33.9
30,000~39,999	35	40	9	84	38.8	70.5	83.9	58.3
40,000~49,999	33	17	3	53	59.9	83.3	89.3	73.6
50,000円以上	63	22	6	91	100.0	100.0	100.0	100.0
計	157	132	56	345				

表25 皮革関係その他世帯の世帯収入20000円以下の世帯の世帯主の職業

世帯主の職業	世帯数
農 業	2 世帯
日 産 (大工・金工)	14
商 業	1
そ の 他	1
無 職	7

いてみたのが表25である。なおこの種世帯には高令者世帯(7世帯)、母子世帯(1世帯)が含まれている。

また世帯支出に關連して世帯のエンゲル係数(食費/世帯支出)の調査をもこころみたのであ

るが、単なる一時点の聴き取り調査であるため、食費の額も必ずしも妥当であると考えられず、75%以上の世帯がエンゲル係数50%を越えている。むしろ今後のより正確な家計調査に期待すべきであると考えられる。

(2) 収入形態

収入形態は単一収入形態をとっているものが、345世帯のうち296世帯(85.8%)に上っている。そのうち勤労収入のみによるものは146世帯、事業収入のみによるものは145世帯、財産収入のみによるもの1世帯、扶養仕送りのみによるもの3世帯、生活保護によるもの1世帯となっている。

主として勤労収入によるもの21世帯であるが、これらは勤労収入のほかに、事業収入を得ているもの15世帯、財産収入を得ているもの1世帯、失業保険金を得ているもの1世帯、福祉年金を得ているもの2世帯、扶養仕送りを得ているもの3世帯、生活保護によるもの1世帯となっている。

主として事業収入によるもの24世帯であるが、これらは事業収入のほかに、勤労収入を得ているもの19世帯、財産収入を得ているもの3世帯となっている。

主として財産収入によるもの1世帯であるが、これは合せて扶養仕送りを受けている。

以上のほか主として扶養仕送りによっているものが3世帯である。以上によると、ともかくも勤労収入および事業収入が圧倒的に多くなっている。

(3) 家財道具の所有状況等

地区住民の生活水準をみる指標として、調査世帯について、各種の電気器具、自転車、ミシンなどの耐久消費財を取り上げ、その所有状況をみたのが表26である。普及率は電気洗濯機69.6%、冷蔵庫53.0%、扇風機87.5%、自動炊飯器83.8%、ミシン56.2%、暖房器71.3%となっており、ミシンを除いてはその高いのに驚ろかされる。

表26 耐久消費財所有状況

品 名	あ り	な し	計
電 気 洗 濯 機	240 (69.6)	105 (30.4)	345 (100.0)
冷 蔵 庫	183 (53.0)	162 (47.0)	345 (100.0)
扇 風 機	302 (87.5)	43 (12.5)	345 (100.0)
自 動 炊 飯 器	289 (83.8)	56 (16.2)	345 (100.0)
自 転 車	328 (95.1)	17 (4.9)	345 (100.0)
車	59 (17.1)	286 (82.9)	345 (100.0)
ミ シ ン	194 (56.2)	151 (43.8)	345 (100.0)
暖 房 器	246 (71.3)	99 (28.7)	345 (100.0)

こころみに厚生省で37年11月に実施した国民生活実態調査の全国結果をみると表27のとおりである。両者の普及率を比較してみると、電気洗濯機は調査世帯は69.6%であるから、全国結果の数値でみて、最も所得水準の高い第IV4分位の75.3%に及ばないだけであり、大大都市、その他の市でも第IV4分位以外はすべて調査

第27 地域と4分位階級別による

耐久消費財の普及率

地 域 4分位階級	普 及 率 (%)		
	ミ シ ン	電 気 洗 濯 機	テ レ ビ
大 都 市	63.7	42.5	65.8
第I4分位	34.8	12.1	28.5
第II4分位	58.6	31.2	62.1
第III4分位	74.8	51.1	80.4
第IV4分位	86.8	75.3	92.2
六 大 都 市	66.7	59.6	78.3
第I4分位	30.1	19.6	35.9
第II4分位	49.0	34.4	65.8
第III4分位	70.5	61.6	83.8
第IV4分位	86.8	83.7	94.2
そ の 他 の 市	65.8	44.9	69.7
第I4分位	33.2	12.4	30.5
第II4分位	61.2	34.0	66.0
第III4分位	76.7	52.8	83.7
第IV4分位	87.6	75.4	93.3
町 村	59.2	29.4	53.3
第I4分位	36.8	10.1	25.0
第II4分位	61.3	26.2	55.5
第III4分位	74.7	41.6	73.1
第IV4分位	84.4	61.7	85.9

注) 4分位は所得による世帯の4分位階級区分であり、低い方から、第I、第II……と称している。

世帯に劣っている、後に見るとおりテレビの普及率も調査世帯は高い。

この普及率を、電気洗濯機、冷蔵庫、(必ずしも電気ではない)

扇風機、自動炊飯器、テレ

ビの5種について、製菓業世帯、皮革工

世帯、その他の世帯に分けて世帯収入別

にみたものが表28である。

製菓業世帯は流石に「いずれもなし」というのは皆無であり、157世帯のうち132世帯まで5種のうち4種以上を所有している。皮革工世帯となると「いずれもなし」が3世帯含まれているが、この

3世帯の収入は、25,000～29,999 円/世帯、30,000～39,999 円/世帯と必ずしも低収入世帯ではない。その他の世帯56世帯のうちには「いずれもなし」が9世帯含まれており、4種以上所有し

表 28 皮革関係によって分類した世帯の収入階級別
電気製品所有状況

	製革業世帯				皮革工世帯				その他の世帯			
	5種のうち4種以上所有	5種のうち3種以上所有	いずれもなし	計	5種のうち4種以上所有	5種のうち3種以上所有	いずれもなし	計	5種のうち4種以上所有	5種のうち3種以上所有	いずれもなし	計
0～4999 ^円											1	1
5000～7499											2	2
7500～9999									1	1		2
10,000～14,999	1			1	1	4		5	5	5	1	11
15,000～19,999	1	2		3	2	4		6	2	5	2	9
20,000～24,999	9	4		13	8	10		18	3	1	1	5
25,000～29,999	6	3		9	13	10	1	24	4	3	1	8
30,000～39,999	26	9		35	18	20	2	40	4	5		9
40,000～49,999	27	6		33	9	8		17	3			3
50,000 ^円 以上	62	1		63	15	7		22	5	1		6
計	132	25		157	66	63	3	132	26	21	9	56

注 1) 空欄は0である。

2) 電気製品とは電気洗濯機、冷蔵庫、扇風機、自動炊飯器、テレビの5種である。ただし冷蔵庫は必ずしも電気冷蔵庫ではない。

ているものは26世帯である。このその他の世帯の「いずれもなし」の9世帯の内訳は、日産世帯5世帯、無職4世帯である。

(4) 新聞雑誌、ラジオ、テレビの購読および視聴状況

表 29 新聞・雑誌購読状況

事 項		実 数	比 率
新 聞	とってない	47	13.6%
	時々買う	1	0.3
	とっている	296	85.8
	回答なし	1	0.3
	計	345	100.0
雑 誌	とってない	145	56.5
	時々買う	121	35.1
	とっている	26	7.5
	回答なし	3	0.9
	計	345	100.0

注)

〈新聞〉

数の多い順に配列すると下記のようになる。それらについて量的にみると、三つのグループに分けられる。そのグループ別に記すと下記のとおりである。ただしデイリースポーツは少々はなれている。

読売新聞 神戸新聞

デイリースポーツ(以上他

をかなり引きはなす群)

毎日新聞 産経新聞

(上とかなり差のある群)

兵庫新聞 朝日新聞 公明新聞 聖教新聞(頻度1～2の群)

〈雑誌〉

殆んどのが頻度1～3であるが、中にそれをこえるものとして2～3の例があった。また単に週刊誌としたものが多数みられた。

さらに子供向きのものとして、少年、少年マガジン、科学ブック等が各1例ずつみられた。

(月刊)婦人生活、婦人クラブ、主婦の友、平凡、明屋、日本

小説新潮、文芸春秋、オール読物、ドレスメイキング

自治セミナー、娯楽と生活、科学ブック、小学一年生

(週刊)週刊朝日、週刊女性、女性自身、週刊サンケイ、週刊

新潮、少年マガジン

(その他)大白蓮華、聖教グラフ

まず新聞雑誌の購読状況についてみると、表29のとおりで、新聞については、「とっている」が296世帯(85.8%)と極めて高い割合を示している。その内訳はこの表の注に付記されているが、読売新聞、神戸新聞、兵庫新聞、朝日新聞、毎日新聞、産経新聞などという大新聞が主流をしめている。雑誌については「とっている」と「時々買う」とを含めると147世帯(42.6%)に達している。その種類はこの表の注に付記されているとおり多種多様にわたっている。

つぎに、ラジオ、テレビの視聴状況をみると、テレビの普及率は278世帯(80.6%)、ラジオは249世帯(72.2%)となっている。前述の国民生活実態調査の結果によるテレビの普及率は、65頁表27のとおり全国総数では65.8%であり、調査世帯のそれを凌駕しているのはわずかにその下4分位のみである。大大都市およびその他の市の中間および下4分位が調査世帯を凌駕してはいるが、これらによって調査世帯の普及率は極めて高いことがわかる。

VIII 教育状況

この高木地区の通学圏には小学校1、中学校1がある。小学校は花田町勅旨にあり、地区から約2料離れているが徒歩で通学している。中学校もまた花田町小川にあり、地区から1料離れており自転車または徒歩で通学している。最寄の高校は姫路工大附属高校であり、旧姫路市内にあつて約2料離れており、自転車またはバスで通学している。

不就学、長期欠席などの児童は殆んど見られない。高木地区全体として、小学校において僅かに男子2人、中学校において女子1人あるのみである。小学校のそれは外傷および骨折のためであり、中学校のは低知能のためである。

(1) 家族員の学歴

世帯主、配偶者などの続柄別に家族員の学歴をみたのが表30である。世帯主345人についてみると、高小新中卒214人(71.0%)が最も多く、旧中高女新高卒23人(6.7%)と合せて77.7%が中学以上卒であり、これに対して不就学7人(2.0%)、小学校卒60人(17.4%)となっている。たゞ前述の旧中高女新高卒(6.7%)と旧大新大卒2人(0.6%)とを合せた割合を高等教育の学歴として、一般地区のそれと比較してみると調査世帯の方が低いようである。配偶者についてみると、世帯主より年令が若いだけにその割合が、高小新中卒214人(76.2%)、旧中高女新高卒24人(8.5%)と高くなっている。これが長男、長女となると旧中高女新高卒および在学の割合がさらに高くなっている。

表30 世帯主、配偶者および家族員の学歴

	世帯主	配偶者	父	母	長男	長女	その他の家族員 (男) (女)		合計
不 就 学	7 (2.0)	1 (0.4)	1 (2.5)	9 (22.8)		2 (1.2)	1 (0.4)	2 (0.7)	23 (14.4)
小学校卒	60 (17.4)	38 (13.5)	7 (18.5)	19 (47.5)	1 (0.4)	2 (1.2)	1 (0.4)		128 (77.8)
進 退	3 (0.9)	1 (0.4)		3 (7.5)		1 (0.6)		1 (0.3)	9 (5.6)
在					48 (21.3)	47 (29.2)	70 (24.7)	50 (17.2)	215 (132.2)
高小・新中卒	245 (71.0)	214 (76.2)		6 (15.0)	78 (34.7)	44 (27.3)	90 (31.8)	104 (35.9)	781 (477.8)
進 退	1 (0.3)					1 (0.6)			2 (0.1)
在					24 (10.7)	23 (14.3)	46 (16.3)	33 (11.4)	126 (77.7)
旧高・新中卒	23 (6.7)	24 (8.5)		3 (7.5)	18 (8.0)	8 (5.0)	8 (2.8)	20 (6.9)	104 (64.2)
進 退	4 (1.2)	1 (0.4)			2 (0.9)		3 (1.1)		10 (6.0)
在					16 (7.1)	10 (6.2)	8 (2.8)	10 (3.4)	44 (27.7)
旧高・新中卒								3 (1.0)	3 (0.2)
進 退									
在									
旧大・新大卒	2 (0.6)	2 (0.7)			3 (1.3)	1 (0.6)	1 (0.4)		6 (3.6)
進 退									
在									
各種学校卒									
進 退									
在									
未 就 学					35 (15.6)	22 (13.7)	56 (19.4)	67 (23.1)	179 (111.0)
合 計	345 (100.0)	281 (100.0)	8 (100.0)	40 (100.0)	225 (100.0)	161 (100.0)	283 (100.0)	290 (100.0)	1,633 (1,000.0)

(2) 子供の教育についての関心

進学状況を昭和38年3月についてみると、中学校は義務教育であるから、小学校から全員進学している。中学校から高校への進学についてみると、近年部落産業である製革業に従事するものや大都市の近代産業に従事するものが多しずつではあるが増加しているとはいふものの、反面進学もまた増加の傾向を示してきているようである。高木地区全体について昭和37年3月でみると、高校進学者は男32名(60%)女15名(52%)となっている。

つぎに調査世帯において、現在義務教育課程にある子供をもつ世帯について、両親のもっている子供の教育への関心をみたのが表31である。この場合同一世帯に2人以上の該当者がいると、原則として年長のものに関して調べることにした。「進学させる」というのは、男の子の場合98人のうち78人(79.6%)であり、女の子の場合89人のうち73人(82.0%)であり、かなり高い割合に上っている。ただ世帯主の学歴によってこれを分けてみても、明らかな差は認められない。

つぎにこの場合の進学と就職との希望理由をみたのが表32である。進学させないで就職させるというのは男の子は20人であるが、その内訳は経済的困難8人、生計のため11人、仕事を早く覚えさせるため1人となっており、女の子16人では、経済的困難6人、生計のため4人、仕事を早く覚えさせるため2人、理由とくになし4人となっている。

表31 子供の教育について

	男の子	女の子	不就学		小 中		旧新
			男	女	男	女	男
進学させる	78 <51.7> (79.6)	73 <48.3> (82.0)		2 <1.3> (100.0)	11 <7.3> (68.8)	4 <2.6> (80.0)	111 <73.5> (79.3)
就職させる	20 <55.6> (20.4)	16 <44.4> (18.0)			5 <3.9> (31.2)	1 <2.8> (20.0)	29 <80.6> (20.7)
合 計	98 <52.4> (100.0)	89 <47.6> (100.0)		2 <1.1> (100.0)	16 <8.6> (100.0)	5 <2.7> (100.0)	140 <74.9> (100.0)

表32 進学・就職させる理由

		男の子の場合	女の子の場合
進学させる場合	本人の将来のため	28	38
	教養を身につけさせる	19	21
	技術を覚えて就職できるように	13	1
	教育に関心があるから(義務教育以上に進めたい)	8	7
	経済的事情がよくなったから	2	1
	とくになし	8	5
就職させる場合	経済的に困難	8	6
	生計のため	11	4
	仕事を早く覚えさせる	1	2
	とくになし		4

注) 該当しない世帯は158世帯であるが、このうち

高校在学の子女をもつ世帯は16世帯。

(世帯主の学歴)

高小 中	旧新 中高	新 旧	高 専	旧新 高 大	各進学校		合 計
女	男	女	男	女	男	女	
3 <2.0> (75.0)	19 <126> (100.0)			1 <0.7> (100.0)			151 <100.0> (80.7)
1 <2.8> (25.0)							36 <100.0> (19.3)
4 <2.1> (100.0)	19 <102> (100.0)			1 <0.5> (100.0)			187 <100.0> (100.0)

(3) 学校教育の現状

花田小学校の児童総数は670名(男323名、女347名)であり、そのうち高木地区児童数は370名(男182名、女187名)である。したがって全校児童の55%を高木地区児童が占めているわけである。表33のとおり一般地区児童と比較して高木地区児童の成績は、上においては一般地区のしめる割合が高く、中下においては高木地区の割合が高くなっており、したがって高木地区児童が割合低いといってよいようである。

表33 花田小学児童の成績

成績	高木地区	一般地区	計
進数	370名(55%)	300名(45%)	670名(100%)
上	41(30)	90(70)	131(100)
中	183(70)	110(30)	293(100)
下	146(60)	100(35)	246(100)

しかしながら学級編成の際に高木地区児童をとくに区別して考慮を払っているわけではない。たゞ同和教育としては、道徳による実践、教科による実践などを進めている。

花田中学校の児童総数は431名（男238名、女193名）に対し、高木地区児童は224名（男131名、女93名）である。一般地区児童に比較して高木地区児童の方がその成績の上下の格差が大きいようである。高木地区児童の中には極めて成績優秀なものがある反面、成績劣等なものもいるという状態にあるといつてよい。しかし学級編成の際にはとくに高木地区児童を区別して考慮を払っているわけではない。従来より家庭との連絡にとくに留意し、家庭の教育関心を高めるよう努力を払っている。また37年度には「同和教育指定校」としてその研究発表を行ない、38年度もその努力を続けようとしている。

ただ最近非行児童の集団化が目立ち、ことに女子の中に目立ってきているように考えられるといわれている。

修学費奨学金関係を見ると表34のとよりの各種補助給付がある。これによれば高木地区受給者の方が数が多くなっている。

(4) 社会教育

姫路市花田公民館の高木分館が社会教育活動の中心となっている。その種類は「学習活動」として、(1)職場青年教室 (2)家庭教室 (3)一般教室を設けており、さらに「青少年教育とその対策の活動」や「社会共同生活に対する働きかけ運動」などがある。

(1)職場青年教室は、兵庫県および姫路市の同教育委員会の指定所

表34 教育に関する各種補助給付

品 目	小 学 校		中 学 校	
	高木地区受給児童数	一般地区受給児童数	高木地区受給児童数	一般地区受給児童数
教科書	22	4	14	5
学用品	8		17	5
修学旅行	6	1	5	3
医療	22	4		
給食	38	8		

設教室であり、「算記学習」「皮革技術学習」を取り上げている。
(4)家庭教室は、「料理学習」「親子話し合いの会」を取り上げている。

表35 学習活動時間割

科 目	受 講 日 時	対 象
珠 算	毎週月、金曜日	小中学生
算 記	水	青 年
皮革技術	木	青 年
習 字	土	小中学生
絵 画	日	小中学生
茶 華 道	日	青年一般
親子話し合いの会	毎月2回随時(夜7時)	親と子
料 理	毎月1回随時(夜6時)	婦人層
予 備	毎週火曜日	

(1)一般教室はとくに小中学生を対象として「珠算講座」「習字講座」「絵画講座」、主として女子青年層を対象として「茶華道講座」を取り上げている。これを曜日

によって、開設日を分けて表35のとおりの方割で実施している。

つぎに「青少年教育とその対策の活動」は次のとおりである。

公民館設立運動の主体となったのは、高木地区の青年団であるが、覚せい剤禍から守ろうという青年愛護運動などをはじめとして、青少年を取りまく社会環境を教育の面から浄化するため、昭和30年6月「高木青少年教育振興委員会」が設立されることになった。これがさらに後には「母の会」「親と子の会」の母体ともなった。

この委員会は、まず青少年の生活をエンジョイし、健全な娯楽活動を行なうため、野球大会（夏秋2回）、町民全般的運動会（春1回）、夏季納涼民謡踊の夕などを開催した。つぎに広報活動として、パンフレットの配布、有線放送によるたとえば帰宅時刻の通報、映画などによる啓蒙、青少年に対する知識向上のための母親教室の開設、それの家族会としての「親と子の会」への話し合いの村会の創設、上述のレクリエーションのためのグラウンドの創設、公民館施設の活用などが行なわれ、また子供会の結成もややおくられて実施され、その指導機関として、「高木子供会指導連絡協議会」が33年5月に発足している。

上述の「青少年教育振興委員会」は、33年2月に公民館の「青少年指導部」に包括されて今日に至り、なおその活動を続けている。

「社会共同生活に対する働きかけ運動」としては、「言葉遣いをよくする運動」「風俗習慣の改善運動」などが見られる。

「言葉遣いをよくする運動」の発端は35年2月の「親と子の会」運営協議会において、子供の側からの「言葉遣いについて」の意見発表であった。やがて、運営協議会で作成された調査票によって、

言葉遣いに関する実態調査を中学2年生に依頼し、その調査結果にもとづいて、誤った言葉は改め、荒い言葉はやわらげ、地区内だけで通っている言葉は避けるという運動が進められて行くことになった。

「風俗習慣の改善運動」については、35年8月に地区外の人で高木地区を比較的よく知っている人々を対象として、「高木町の風俗習慣等について」の調査を行ない、その結果にもとづいて改善運動を進めることとした。その結果によって、誰もが認める弊風は改めること、実践項目は誰もが日常生活の中で少し気をつければ改められるものであること、お互が気遣いによりかけ合って改善できるふん趣気をつくること、足下の問題で改善できるものから取り組んで行き次第に高めて行くこと、などという方針が打ち出された。この方針にしたがって、とくに服装について実践項目がいくつか出されている。これを公民館活動と合せて婦人会、青年団、母と子の会等の活動を通じて強力に進めようとしている。

もとより公民館活動は姫路市の社会教育活動の一環として行なわれているものである。市においては姫路市同和民主協議会、学校教育課、市民課などが協力してこれに当たっているのであるが、高木地区としてはその一環として一面市の基本方針を採り入れながらも、前述のように青年団を中心として地区独自の活動の歴史と成果とを持っている。

公民館分館は昭和22年に70坪の地に建坪40坪（2階建てで板張り3間、日本間4間）で建てられたものであり、職員は5名である。市立隣保館は昭和37年に建設され、建坪は100坪、職員は

3名である。

保育所は未認可であるが、正楽寺境内に設置されており、院主の弟が経営に当たっている。保育3名、建坪は150坪である。現在収容人員は90名であるが、将来それを150名に増員し、認可保育所とすることが地区住民の急務となっている。

Ⅷ 社会福祉

(1) 公的扶助

姫路市全体としての生活保護保護率は、昭和37年度において一般地区11.2%、同和地区22.9%となっていて、同和地区は一般地区の約2倍となっている。

表36 保護率および保護件数

	高木地区				花田校区			
	保護率	件数(月平均)			保護率	件数(月平均)		
		生活扶助	医療扶助	計		生活扶助	医療扶助	計
昭和32	18.0%				10.8%			
33	18.2				11.5			
34	19.9				12.3			
35	20.3				12.1			
36	20.8	19	10	29	12.9	22	11	33
37	23.8	18	8	26	12.4	23	9	32
38		23	10	33		25	10	35

高木地区の生活保護受給世帯は調査当時33世帯であるといわれ、遡って32年度より、高木地区と、高木地区を含む花田校区全体との保護率と保護件数とは表36のとおりである。

これによれば花田校区の生活保護受給世帯の大部分が高木地区によってしめられていることがわかる。前述の生活水準のところでみたとおり、製筆業の繁栄のかけに、生活水準格差の開いた貧困階層が取り残されており、一般地区より保護率を高くしているものと推測してよからう。

これを調査世帯についてみると、調査員の聞き取り調査では把握困難な面があり、とくに医療扶助受給についてはそのことが考えられるのであるが、聞き取り調査からは表37のとおり、現に受けている世帯と、かつて受けたことのある世帯となっている。

表37 生活福祉

事 項		生活保護	福祉年金	公的貸付制度
現在受給・利用		(1.4 ⁵)	(2.8 ¹⁰)	(1.2 ⁴)
受給・利用しない		335 (97.1)	335 (97.1)	341 (98.8)
以前にある		(1.4 ⁵)		
合 計		345 (100.0)	345 (100.0)	345 (100.0)
現在受給・利用しているもの	漁・水産・農林業		(10.0 ¹)	
	製造・商・サービス(自家)	(20.0 ¹)	(10.0 ¹)	(25.0 ³)
	事務・技術労働者	(20.0 ¹)	(10.0 ¹)	
	単純労働者	(20.0 ¹)	(10.0 ¹)	(25.0 ¹)
	無 職	(40.0 ²)	(60.0 ⁶)	

現に受けている5世帯の内訳は、4~13才の子供5人を持ち皮革工として働いている多子の母子世帯、13~15才の子供2人を持ち日雇に出ている母子世帯、世帯主長期罹病中であり7~14才の子供3人を持ち配偶者が製革業に従事する多子世帯、男7才、女6才の無職高令者世帯、8才女の単独世帯、6才女の単独世帯である。

なお、福祉事務所において照会した結果、上記のほか9世帯が被保護世帯であることが明らかとなった。単身世帯が極めて多く、6世帯は単身世帯であり、その多くは長期療養者または聾啞者などである。残る3世帯は、多子世帯、母子世帯、結核療養者世帯である。

かつて受けたことのある5世帯の内訳は、子供が成年稼働してその必要のなくなった母子世帯3、多子世帯で子供が成年稼働することになった世帯1、長期罹病でそれが治癒した世帯1となっている。

上によって生活保護から脱する道は稼働力をもつことであることがわかるが、ただ現に受けている世帯で、皮革工や製革業従事者であるものが1人ずつ含まれていることは、これら産業ですら、場合によっては最低生活水準を下回るほどに、かならずしも高水準の賃金なり利益をもたらしていないこと、したかつてそこにもまだ改善の余地があることに注目すべきであろう。

つぎに福祉年金を受給しているものは表37のとおり10世帯であり、その職業は無職6世帯、農業1世帯、自営業1世帯、事務・技術労働者1世帯、単純労働者1世帯となっている。

公的貸付金を借り受けている世帯は同じく表37のとおりで、わずか4世帯であり、母子福祉資金では修学資金1件、事業資金1件、

世帯更生資金では更生資金1件、医療費貸付金1件となっており、職業別にみると、農業以外の自営業3世帯、単純労働者1世帯となっている。これら公的貸付金を借り受けについては、一般地区に比較して利用度が高いとはいえないようである。その返済状況は、母子福祉資金の事業資金を除いては、当初の計画通りに返済しているということである。

(2) 各種保険

調査世帯について社会保険の加入状況をみると、健康保険3世帯、日雇健康保険2世帯、国民健康保険293世帯となっている。もつとも健康保険の中には、さらに日雇健康保険に加入しているもの5世帯、国民健康保険に加入しているもの16世帯を含んでおり、日雇健康保険にはさらに国民健康保険に加入しているもの8世帯を含んでいる。ともかくも医療保険についてはいずれかの社会保険に加入している。なお36年12月には高木地区全体の国民健康保険加入世帯は509世帯であり、被保険者は2,322人となっており、その受診率は254%（姫路市平均は284%）、1件あたり金額は929円（姫路市平均は1,341円）となっている。

調査世帯について国民年金加入状況をみると、国民年金加入者のいるものは150世帯であり、加入者は362（世帯主127、配偶者115、父母3、その他の家族員117）となっている。なお37年1月には高木地区全体の国民年金推定被保険者は652人であり、被保険者は589人であり、したかつて調査世帯の加入状況も決して悪くはないといえよう。

その他各種の民間保険加入状況を調査世帯についてみると、火災

保険加入世帯は139世帯(40.3%)であり、生命保険は168世帯(48.7%)となっており、その加入者は224人である。

表38 調査世帯における講一覧表

世帯名	1か月当たり掛金額	講名	目的
A	2,000円	新田講	生活資金
B	5,000	"	"(家具購入)
C	2,000	"	"
D	2,000	"	"(旅行積立)
E	1,000	"	"(貯蓄)
F	2,000	"	"
G	1,000	鹿野講	"
H	10,000	無尽講	子供の教育資金
I	5,000	鹿野講	事業資金
J	3,000	"	生活資金
K	10,000	上杉講	子供の結婚資金
L	10,000	鹿野講	生活と事業資金
M	1,000	新田講	生活資金
N	5,000	鹿野講	事業資金
N	5,000	"	"
O	5,000	"	学費
O	5,000	"	家屋建築資金
P	5,000	"	生活資金
Q	5,000	上杉講	運転資金
Q	5,000	"	運転資金
R	5,000	"	事業資金
S	5,000	"	住宅建築資金
T	30,000	鹿野講	家屋建築資金

調査世帯において講に加
入している世帯は表38の
とおり20世帯
である。新田
講、鹿野講、
上杉講、無尽
講などの各種
があるが、そ
の目的は生活
資金、旅行積
立金、子供の
教育資金、子
供の結婚資金、
住宅建築資金、
事業資金など
である。その
掛金額も大は
3万円より、
1万円、5千
円、3千円と

漸次下り、零細な場合もある。これによって割合に少額な金融につ
いて講に依存する場合が必ずしも少なくないことがわかる。なお
加入者の続柄は世帯主が大部分であり、配偶者も同々見られる。

(3) 地域福祉活動

地域福祉活動を行なう地域団体としては青年団(加入者割合は該
当者の30%)、婦人会(100%)、子供会(小学校三年以上7/
%)、老人クラブ(66%)、町内会(地区住民の自治活動、100
%)、講(宗教講、親睦講などあり、20%)、ふどうの会(青年層
の有志の啓蒙運動、たとえばパンフレットの配布、2~3%)、みど
り会(婦人有志の会、5%)などそれぞれの分野で結成され、活
動を行なっている。また町明協成会、若妻会などという会の名も見
える。

(4) 保健福祉活動

調査世帯における保健福祉活動は表39および表40のとおりで
ある。害虫駆除を行なっているのは婦人会、町明協成会などである
が、知っている世帯は290世帯(84.1%)であり、実際にこれ
に応じにものは120世帯(34.8%)である。参加家族員は世帯
主84人、配偶者23人、子供14人となっている。

料理講習は、婦人会、若妻会が実施しており、知っているものは
319世帯(92.5%)に及んでいる。しかも参加しにものも多く
149世帯(43.2%)に達しており、参加家族員は配偶者118人
世帯主9人、子供12人、その他17人となっている。

集団検診および健康診断については知る者が割合に少なく、両者を
合せた延数でみても86世帯(24.9%)にすぎず、したがって参

表39 保健福祉活動団体種別

	青年会	婦人会	老人クラブ	子供会	若奥会	市町村	農・漁協	同業組合	町内会	その他
(1) 害虫駆除		6							1	2
(2) 料理講習		27			20					
(3) 果樹検診										1

表40 保健福祉活動

事項 活動 種別	知		参加経験		参加家族員						参加の仕方	
	しない	している	あり	なし	世帯主	配偶者	父母	子供	その他	個人	団体	
(1) 害虫駆除	55	290	120	170	84	23	1	14	1 (A1)	114	9	
(2) 料理講習	26	319	149	170	9	118	1	12	17 (A1, B2, C2, E1)	110	47	
(3) 果樹検診	286	59	46	13	41	22	4	77	25*	168	1	
(4) 健康診断	318	27	17	10	15	4			1 (F1)	20		

注) 1) Aは長男の妻、Bは二男の妻、Cは三男の妻、Eは長男の長女、Fは世帯主の弟

2) *の内訳は、A 6、B 1、E 5、長男の次女1、長男の長男2、長男の次男1、長男の3男1、次男の妻1、次男の長男1、次男の次女1、計5

表41 文化活動団体種別

	青年会	婦人会	老人会	老人クラブ	子供会	PTA	公民館	農・漁協	同業組合	労働組	その他
(1) 婦人会		22									
(2) 婦人学級		8									2
(3) 青年学級	18				2						
(4) どの会の会	4	3			1		3				
(5) 公民館											
(6) レクリエーション	6	6			2	1					
(7) 個人にありつくと ない活動							1				

表42 文化活動

	しない	している	あり	なし	参加家族員				参加の仕方		
					世帯主	配偶者	父母	子供	その他	個人	団体
(1)婦人会	120	225	147	78	11	124	1	1	11 (A1, B1, C1, E1, F1)	126	22
(2)婦人学級	302	43	24	19	2	19			3 (A1, B1, C1, E1, F1)	14	10
(3)青年学級	24	271	56	215	5			51	2 (F1, H1)	39	18
(4)ふだの会	73	272	29	233	4			32	3 (E1, F1)	31	9
(5)公民館	311	34	18	16	9	7		2		14	4
(6)レクリエーション	329	16	15	1	3	7		6	1 (E1)	2	15
(7) 個人にのみある NTTは毎日朝	136	209	36	173	20	6		7	3 (G1, F1)	36	

注) (1)には青年団活動を含む、(4)には青少年指導、愛護、同和民主協議会を含む、(5)には父親学級、採算講座、筆記講座、市輪大会、生活共同学習を含む。

2) Aは長男の妻、Bは二男の妻、Cは三男の妻、Eは長男の長女、Fは世帯主の弟、Gは長女の夫、Hは長男の長男、Iは兄の長男

加したのも63世帯(18.3%)と少なくなっている。

(ロ) 文化活動

調査世帯における文化活動は表41および表42のとおりである。婦人会活動については、知っているのは225世帯(65.2%)であり、参加しているのは147世帯の多さに上っている。これに対して婦人学級を知っているのは43世帯(12.5%)で割に少なく、24世帯が参加しているにすぎない。

青年学級は知っているもの271世帯(78.6%)で多く、その割に参加者は56世帯で少ない。ぶどうの会にいたっては、知っているものは272世帯(78.8%)と非常に多いのに反して参加者は少なく39世帯であり、主に世帯主と子供である。

以上をみると婦人会、青年学級、ぶどうの会などが活動の中心となっているようであり、参加者は世帯主および配偶者(恐らくは両者ともに青壮年層であろう)であるか世帯主の子供の中の有識でありかつ進歩的な自覚を持った人々であろう。

(ハ) 生産的活動

調査世帯における生産的活動は表43および表44のとおりである。皮革協同組合を知っているものは270世帯(78.3%)であり、参加者は104世帯である。高木地区の皮革協同組合は4に上っており、これら組合や皮革工業指導所をはじめとする各機関の皮革技術指導、公民館の皮革教室、皮革技術講座などの技術指導が行なわれている反面、これら協同組合は小零細層の設備しえない生産技術の補完を行なっている。しかしながら前述のとおり協同組合事業としての皮革の販売や原皮の共同購入など、およそ市場経済との接触

表43 生産的活動団体種別

	青年会	婦人会	老人クラブ	子供会	后妻会	公民館	農・漁協	皮革協同組合	労組	その他
(1) 皮革技術指導										1
(2) 皮革協同組合								12		
(3) 皮革技術講座						1	2	5		

表44 生産的活動

	知らない	しつてゐる	あり	なし	参加家族員					参加の仕方	
					世帯主	配偶者	父母	子供	その他	個人	団体
(1)皮革技術指導	172	173	61	112	47			14		60	1
(2)皮革協同組合	75	276	104	166	87			16	1	92	12
(3)皮革教室	286	59	9	50	5			4		9	
(4)皮革技術講座	285	60	37	23	21			13	3	29	8

注) (1)には皮革工業指導所108、(2)には皮革工業協同組合77と共同化の促進4を、(4)には農業技術講座4を、それぞれ含む。ただし皮革工業協同組合は名称が異なるだけで内容は皮革協同組合と同じ。

や格付付きという役割は、全然果されていまいようである。

区 同 和 対 策 事 業 と 財 政

(1) 同和行政の状況

高木地区に対する同和対策事業の歴史は古い。昭和8年の共同浴場の開設、35年の公営住宅の建築などについて前にも述べたが、36年には「同和モデル地区」として指定され、種々な施策が実施されている。

こころみに目につくものを挙げれば、民生関係では昭和27年の火葬場新設、29年のじん芥焼却場の創設、33年の共同浴場修理など、経済関係では35年の姫路地区皮革産業振興協議会に対する補助金、36年の名古屋地区皮革展示会への事業補助金、37年の皮革技術指導講習会、皮革まっりの開催についての補助金、建設関係では道路側溝舗装、衛生関係の下水道事業などが挙げられる。

これを36年度事業にかさってみれば、下水道事業、道路舗装工事、道路新設工事、隣保館新設などがあり、次年度以降の事業計画として下水道工事、水道工事、道路工事などが予定されている。また今後の問題として、皮革産業の進展に伴い、下排水溝の整備は必須であるとしており、現在その幹線工事に着手している。

予算額を姫路市全体の同和地区についてみると表45のとおりであって、高木地区のみについては明らかでない。

表 45 同和対策事業予算額

姫 路 市

年度	金 額	事 業 種 別	財 源
35	3,686,000 ^円	排水溝、児童遊園 道路舗装	自己負担および 公費補助
36	4,544,600	共同浴場修理、火葬場 新設、隣保館新設	全 上
37	2,555,000	公民館改修、共同研習 代課入	全 上

(2) 諸税賦課状況

姫路市全体と比較しに高木地区の諸税についての課定額、納入額および納入率をみると表46のとおりであり、納入率は高木地区の方が些少低いようである。

(3) 住民の生活欲求

生活欲求については「特別になし」とするものは252世帯(72.0%)である。「あり」とする93世帯について、その内容をみると表47のとおりである。延件数95件に対して家族関係11件(11.6%)、交際関係13件(13.7%)、教育関係18件(18.9%)、住宅関係40件(42.1%)、就職関係4件(4.2%)、生活費関係8件(8.4%)などとなっている。数の多い順に並べると、住宅関係が飛び抜けて多く、教育関係、家族関係がこれについている。就職関係、生活費関係などは意外に多くはないようである。

つぎに国・県・町に対する要望を取りまとめたのが表48である。この要望を出した世帯は176世帯(51.0%)である。要望延件数285件に対して、最も多いのは建設関係111件(38.9%)で

表47 生活欲求の内容

欲求の事項	欲求の内容	件数
(1) 家族関係	精進見が心配である 家族制度が消失し親子同疎遠 子供の将来が案じられる あとの子が欲しい 女手が欲しい	3 3 1 3 1
(2) 交際について	一般地区と通婚可能にする 部落差別を除いた交際 楽しくつきあえる生活をしたい うわべばかりでない交際 交際費がかかる	4 5 1 2 1
(3) 教育について	同和教育を徹底すること 教育施設を整備する 子供が教育を良くしたい 教育費が高いので負担を少なく 不良出版物の取締り 道徳教育	5 6 3 2 1 1
(4) 住宅について	公営住宅建設 住宅をもちたい 住居を拡張したい 住宅建設して欲しい 排水設備を完全に 通路がなく困っている 騒音がひどい 土地を変えたい	10 16 2 4 3 1 3 1
(5) 就職について	身障者の授産 差別をなくして欲しい 子供の就職が心配	2 1 1
(6) 生活費	食費の値上り 生活困窮 収入が少ない	2 2 4
(7) 希望	互に自主的生活をすること	1

注) 回答件数は重複して集計した。

あり、ついで

社会労働関係

38件

(13.3%)

教育関係 23

件(8.1%)

などである。

X) 部落問題

意識

(1) 生活慣行

まず生活慣

行についてみ

ておこう。

寺院には、

正楽寺、教福

寺の浄土真宗

2寺がある。

表49のとおり

り世帯主でみ

ても配偶者で

みても90%以内

外が浄土真宗

表48 国県市に対する要望

要望事項内容	件数
(1) 政治 {差別のない社会に 税金を少なく 信教の自由を守る	11 7 2
(2) 公安 {迷惑禁止令を出してほしい 交通規制をしてほしい 道路の整備	3 6 44
(3) 建設 {上下水道の完備 交通機関の整備 堤防の整備 公営住宅 プ - ル	41 10 3 12 1
(4) 教育 {高校全入入学 同和教育の徹底 教育施設の整備 道徳教育徹底 P.T.A会費全免 義務教育教科書同一に 社会福祉施設整備 養老院(老後の安定) 同和対策の強化 食困の追放 生活水準の安定 公営マーケット設置 失対事業の継続 一般地区との交際・通婚	4 8 2 7 1 1 8 7 7 4 8 1 1 2
(5) 社会労働 {清掃車の巡回 環境衛生の整備 予防接種等の出張実施 零細企業(車)の救済 事業資金の貸付 職業あっせん 農業用水路の建設 物価引下げ	7 8 1 4 2 2 2 8
(6) 保健衛生	
(7) 産業経済	

注) 回答件数は重複して集計した。

表49 宗教

	浄土真宗 (西)	浄土真宗 (東)	日蓮正宗	一向宗	浄土真宗 (学会)	なし	合計
世帯主	303 (87.8)	12 (3.6)	15 (4.3)	1 (0.3)	7 (2.0)	7 (2.0)	345 (100.0)
配偶者	239 (85.1)	7 (2.5)	15 (5.3)	1 (0.4)	5 (1.8)	14 (5.0)	281 (100.0)

(81)

の乗取河寺としのうい

ている。そのほか世帯

主についてみれば日蓮

正宗15人、創価学会

7人となっている。ま

た若い青年層ではカト

リック教に改宗した人

があるが、これは旧姫

路市内のカトリック系

の学校へ進学したから

であろう。

伸社には高木三社と

して聖神社、大將軍神

社、天満神社がある。

寺社の年中行事とし

ては、春秋彼岸の法座

毎月親鸞上人の命日に

おける講の法座、毎年

1回10月における親鸞

(90)

表46 姫路市高木地区租税賦課状況調査

地区 税別	年度別	高木地区				姫路市			
		戸数	調査世帯 戸数	納入額 円	納入率 %	戸数	調査世帯 戸数	納入額 円	納入率 %
市税	36年	685	1,002,591	942,647	93.36	35,170	354,589,786	337,924,744	95.30
	37	700	1,421,566	1,190,805	84.37	36,073	533,858,904	512,003,237	95.91
	38	833	1,823,983			35,135	600,248,000		
町税 (町税)	36	500	1,256,450	1,171,600	93.22	55,517	1,219,370,740	1,203,023,630	98.66
	37	502	1,326,350	1,253,160	94.42	58,085	1,421,528,770	1,403,021,601	98.75
	38	503	1,508,540			59,939	1,718,258,000		
国民健康 (保険料)	36	496	2,166,010	1,741,290	80.37	28,295	129,129,780	116,765,940	90.43
	37	526	2,547,910	2,041,780	80.13	28,321	147,653,300	134,924,110	91.88
	38	541	2,408,030			28,579	152,052,000		
車道料	36	165	143,970	123,920	86.07	17,798	24,052,000	22,506,150	93.11
	37	251	250,930	210,560	83.91	21,991	29,620,420	27,219,240	91.89
	38	300	306,450			25,498	34,903,000		
計	36	1,846	4,576,021	3,979,457	87.46	118,231	1,727,263,006	1,680,214,464	97.28
	37	1,979	5,606,756	4,696,305	83.31	144,512	2,192,663,394	2,137,168,188	97.46
	38	2,177	6,047,003			149,180	2,505,451,000		

上人の命日における報恩講(3日間)、その他毎年1回の布教大会などがあり、神社では夏祭金踊りがあり、10月には豊年祭りがあって神輿が繰り出される。

冠婚については一般地区と殆んど変りはない、むしろ高木地区の方が簡素化されている。しかし周辺の同和地区では依然として派手な葬式が行なわれているところもある。葬祭については前述のとおり従前は中場町にあった火葬場で行なわれていたが、現在は姫路市営の名古山火葬場において処理されている。このため儀式そのものも大いに簡素化されてきている。

(2) 社会意識

地区住民の一般的な社会意識をみるにあたって、「伝統的態度—近代的態度」の対比においてみることにした。すなわち地元の神社・寺院などの伝統的行事に関する態度・意識、結婚・葬式における儀式についての態度・意識、い身分・社会的地位に関する態度・意識、い義理・人情に関する態度・意識などである。これらについて、調査世帯についてまず世帯ごとに、さらに細分して世帯主の職業別、居住年数別、世帯主の学歴別、世帯主の年齢別にみることにした。

なお地区外と比較してみているのであるが、地区外とは後に詳しく述べるとおり、高木地区と対比するため、地区周辺部一般地区から選んだ一本松地区であり、調査対象はそのほぼ全世帯にあたる94世帯である。

い神社、寺院などの伝統的行事

「地元の神社やお寺などの昔からの行事や伝統」に対して「でき

るだけ今日でも残しておくことが望ましい」という意見に対して、表50の(イ)のとおり「大いに賛成」を含めて「賛成」は、地区内85.5%、地区外92.6%とともに非常に高い割合を示している。強いていえば、地区内の「反対」は11.2%（うち絶対反対は2.6%）と、地区外の7.4%より遙かに高くなっている。このことを細

表50 社会意識について

- (イ) 「元々の神社やお寺など昔からの行事や伝統は、できるだけ今日でも残しておく方が望ましい」という伝統的行事に対する態度・意識

	実 数		比 率	
	地区内	地区外	地区内	地区外
大いに賛成	22	8	6.4%	8.5%
賛 成	273	79	79.1	84.1
反 対	40	7	11.6	7.4
絶 対 反 対	9		2.6	
わからない回答なし	1		0.3	
合 計	345	94	100.0	100.0

分してみると、世帯主の職業別で見ると無職が、居住年数別で見ると明治年間および昭和年間戦前戦中が、世帯主の学歴別では不読学および旧中高や新高卒が、世帯主の年令別では70才以上をはじめ30才台、40才台で「反対」の割合がかなり高くなっている。

- (ロ) 結婚・葬式などの伝統的儀式

「結婚や葬式などの儀式を盛大にする」ことに対して、表50の(ロ)のとおり「反対」は「絶対反対」を含めて地区内93.1%、地区外73.4%となっており、地区内の割合はとくに高い。これを地区内

表50 社会意識について

- (ロ) 「結婚や葬式などは、昔のしきたりにしたがって、今日でも盛大にすることが望ましい」という伝統的儀式に対する態度・意識

	実 数		比 率	
	地区内	地区外	地区内	地区外
大いに賛成	3	1	0.9%	1.1%
賛 成	21	24	6.1	25.5
反 対	277	66	80.3	70.2
絶 対 反 対	44	3	12.8	3.2
わからない回答なし				
合 計	345	94	100.0	100.0

について細分してみると、世帯主の職業別には差が認められず、居住年数別には明治年間と大正年間に逆に若干の「賛成」が認められ、世帯主の学歴別には高小新中卒の「反対」がとくに高く、世帯主の年令別には30才台、40才台でとくに高くなっているようである。

- (ハ) 身分的社会的地位

「食器の差は生れや身分などによって左右される」ことに対して、表50の(ハ)のとおり「ちがう」は「絶対ちがう」を含めて地区内

表50 社会意識について

(1) 「貧富の差の生ずるのは、個人の能力や勤怠さによってではなく、生れや身分などによって左右されるものである」という身分的社会的地位について

	実 数		比 率	
	地 区 内	地 区 外	地 区 内	地 区 外
全くその通り	5	2	1.4 ⁹⁹	2.1 ⁹⁹
その通り	32	3	9.3	3.2
ちがう	245	66	71.0	70.2
絶対ちがう	53	23	15.4	24.5
わからない回答なし	10		2.9	
合 計	345	94	100.0	100.0

86.4%、地区外94.7%となっており、地区内がやや低くなっている。これを地区内について細分してみると、世帯主の職業別には差が認められず、居住年数別では明治年向に逆に「その通り」が目立って高く、世帯主の学歴別では小学校、高小新中卒で「その通り」が多く、世帯主の年齢別では50才台、60才台に「その通り」が多いようである。

(2) 義理・人情

「自分のやりたくないことでも、義理のある人からたのまれたときは引き受けなければならぬ」という意見に対しては表50の(1)のとおり「賛成」は「大いに賛成」を含めて地区内58.0%、地区外62.8%とそれほどの差は認められない。これを細分してみても

表50 社会意識について

(1) 「自分がやりたくないことでも、義理のある人からたのまれたときは、引き受けなければならぬ」という義理・人情について

	実 数		比 率	
	地 区 内	地 区 外	地 区 内	地 区 外
大いに賛成	4		1.2	
賛 成	196	59	56.8	62.8
反 対	122	31	35.4	33.0
絶対反対	16	4	4.6	4.3
わからない回答なし	7		2.0	
合 計	345	94	100.0	100.0

さほどの差は認められないが、わずかに地区内の世帯主の年齢別において30才台の「賛成」が極立って低いようである。

(3) 人権意識

地区住民が直接的に現在経験している差別意識をみるために、(1)生まれ・職業、(2)結婚に関する人権意識について調査してみた。

(1) 生まれ・職業

「生まれや職業によって差別してはならない」ということが世間一般で守られているか」という問に対して、表51のとおり「かなり守られている」は地区内9.8%、地区外18.1%となっており、「無視されている」は地区内15.7%、地区外7.4%である。したがって

表51 人権意識について

- (1) 「人は生まれや職業によって差別してはならない」と憲法にも定められていますが、あなたは世間一般で、このことが守られていると思いますか」について
- (2) 「結婚にあたって、人は相手を自由にえらべると憲法にも定められていますが、あなたは世間一般で、このことが守られていると思いますか」について

事 項	地 区 内		地 区 外	
	職 業	結 婚	職 業	結 婚
かなり守られている	27 (7.8)	46 (13.3)	17 (18.1)	21 (22.3)
あまり守られていない	260 (75.4)	236 (68.4)	70 (74.5)	66 (70.2)
無視されている	54 (15.7)	59 (17.1)	7 (7.4)	7 (7.4)
わからない・回答なし	4 (1.2)	4 (1.2)		
合 計	345 (100.0)	345 (100.0)	94 (100.0)	94 (100.0)

一般地区の方が「守られている」と考えている割合が高いと見てよいようである。これを細分して地区内について世帯主の職業別にみると、単純労働者が極立って否定している。世帯主の学歴別にみると、小学校、高小新中卒が比較的に肯定の割合が高いようである。世帯主の年齢別にみると、50才台、60才台が肯定の割合が高いようである。

(4) 結 婚

「結婚にあたって相手を自由にえらべるということが世間一般で守られているか」という問に対して、やはり表51のとおり「かな

り守られている」は地区内13.3%、地区外22.3%であり、「無視されている」は地区内17.1%、地区外7.4%となっている。したがって一般地区の方が「守られている」と考えている割合が高いと見てよい。これを細分して、地区内について世帯主の職業別にみると、逆に肯定している者の割合が単務、技術労働者に極立って高いようである。世帯主の学歴別にみると、旧中高女新高卒の否定の割合が高いようである。世帯主の年齢別にはあまり差は認められない。

(4) 差別言動

差別言動について、調査世帯が直接的な経験があるか否かを調査したのが表52である。経験したものは50世帯(14.5%)となつ

表52 差別言動

差別経験	あり	なし	合計
近隣づきあい	7 (2.0)	338 (98.0)	345 (100.0)
PTAなどのつきあい	2 (0.6)	343 (99.4)	345 (100.0)
職業上のつきあい	16 (4.6)	329 (95.4)	345 (100.0)
友人、知人とのつきあい	5 (1.4)	340 (98.6)	345 (100.0)
学校生活上のつきあい	16 (4.6)	329 (95.4)	345 (100.0)
転居について	1 (0.3)	344 (99.7)	345 (100.0)
進学について	2 (0.6)	343 (99.4)	345 (100.0)
就職について	9 (2.6)	336 (97.4)	345 (100.0)
結婚について	2 (0.6)	343 (99.4)	345 (100.0)

ており、延件数は60件である。

これを多い順にならべると、職業上のつきあい、学校生活上のつきあいかともに16件(総世帯に対して4.6%)で最も高く、ついで就職について9件(2.6%)、近隣づき合い7件(2.0%)、友人、知人とのつきあい5件(1.4%)などの順となっており、PTAなどのつきあい、進学について、結婚についてなどがそれぞれ2件となっている。

これをさらに事項別に具体的な内容とその差別の場所、時期を分けてみると表53のとおりである。

交際関係では、差別の場所、時期には青年団、婦人会なども少ないが含まれており、差別の内容は言動、出身地、服装などとなっている。また友人ができないという消極的差別も挙げられている。

学校生活では小学校時代の数が最も多く、中学、高校でも若干認められる。また学友が家にきてくれないという消極的差別も認められる。

職業については、求職時の不採用が最も多く、ついで職場の同僚の言動による差別、得意先の地区を嫌うという差別、軍隊生活での言動による差別などがある。

結婚については、婚約時の親戚の反対、結婚後の家同士の問題、また進学については入学試験における出身地の考慮などがある。

(5) 地区外隣接地域住民の社会意識

高木地区周辺部の一般地区としてえらんだ一本松地区は、高木地区の南約千メートルに位置しているが、その地区のほぼ全世帯にあたる94世

表53 差別の実態

差別の事項	差別の場所・時期	差別の内容	件数
(1) 交際について	近隣づきあい PTAなどのつきあい	服装・言動に対する中傷 言動による差別	7
		・	1
	職業上のつきあい	・	1
		・	5
	友人・知人とのつきあい	地区を嫌われる 言動による差別	2
		言動によって、出身地に対して差別 友人ができない 言動による差別	9
	学校生活のつきあい	友人との交遊時	4
		小学校時代	1
		中学校	8
		高校	2
(2) 転居について	入院時の同室者	・	2
		・	2
		・	1
		先生の態度に差別があった 学友が家にきてくれない	2
		・	1
(3) 進学について	入学試験 入学時	身上調査の出身地のため不合格 子女高校入学に対する非難	1 1
(4) 就職について	求職時	出生地・職業(皮肉)のため不採用	9
(5) 結婚について	婚約時	親戚の反対	1
		一般地区の人と結婚した場合は夫の家族とうまくいかない	1

帯を調査世帯とし、主として世帯主または配偶者が回答にあたった。

回答者の性別年齢構成は表54のとおりで、女76人、女18人であるが、男の場合63%が59歳以下であり、女の場合56%までが60歳以上である。

その学歴をみると表55のとおりで、男では71%、女では89%までが新中高小卒以下である。ただし男では7人(9.2%)、女では1人か専門学校(短大)卒以上となっている。

その職業をみると、男では自営業38人(50.0%)、雇用労働者

表54 一本松地区回答者の年齢構成

事 項	実 数		比 率	
	男	女	男	女
39才以下	17	2	22.4	11.1
40～59才	31	6	40.8	33.3
60才以上	28	10	36.8	55.6
合 計	76	18	100.0	100.0

表55 一本松地区回答者の学歴

事 項	実 数		比 率	
	男	女	男	女
不 就 学		2		11.1
小 学 校	10	8	13.2	44.4
新中・高小	44	6	57.9	33.3
旧中・高女・高校	15	1	19.7	5.6
専門学校(短大)	4	1	5.3	5.6
新・旧大	3		3.9	
合 計	76	18	100.0	100.0

高木地区との交際関係について、「かなりいる」というのはそれほど多くはなく、男16人(男総数の21.1%)、女1人(女総数の5.6%)にすぎない。「全然いない」というのは男では27人(35.5%)、女では14人(77.8%)と女でとくに多くなっている。

さらに以上の「いる」のうちから「親しく交際している」ものを

32人(42.1%)単純
労働者3人、無職3人
となっており、女では
雇用労働者5人、単純
労働者3人、無職10人
となっている。

その居住年数を見ると、男では10年未満は
12人(15.8%)、20年
未満までひろげると、
32人(42.1%)とな
っており、女では10年
未満3人、20年未満ま
でひろげると6人とな
っているが、男女とし
て土着の人々が多くな
っている。

(4) 同和地区との交際
関係

みると男16人のみである。その内訳は交友関係5人、役職関係11人となっている。また「あまり交際していない」ものをみると、役職仕事関係13人、学友関係4人、宗教上の関係1人、青年団消防団活動1人となっている。

つぎに「高木地区のたれかと日常のつきあいの機会が生じた場合、ためらわずにつきあいをするか」という質問に対して、「ためらわずに交際する」というのは男68人(89.5%)、女16人(88.9%)となっていて、その割合は非常に高い。「交際をひかえる」と答えたものは男8人(10.5%)、女2人(11.1%)であるが、その理由は表56のとおり粗暴だから4人、世間懸から3人などとなっている。

さらに「結婚を前提とした交際をためらわずにするか」という質問に対して、「ためらわずに交際する」というのは男14人(18.4%)

女2人(11.1%)となっ
て、前例の日常交際とち
がって、「ひかえる」が男
81.6%、女77.8%と極めて
高くなっている。「交際を
ひかえる」理由は表57の
とおりで、習慣上18人
(23.4%)、相手による25
人(32.5%)、理由なし11人
(14.3%)、職業が悪いか
ら8人(10.4%)、世間の理
解がない5人(6.5%)、

表56 日常交際にあたって

交際をひかえるものの理由

	実数	比 率
総 数	10	100.0
粗暴だから A)	4	40.0
世 間 懸 B)	3	30.0
過去のことがあるから	1	10.0
相手による	1	10.0
そ の 他	1	10.0

注) A)には「こわい」を含み、B)には「嫌で
差支える」「同和地区にから」を含む。

表 57 結婚を前提とした交際にあたって交際をひかえるものの理由

	実数	比率
総数	77	100.0
習慣上 A)	18	23.4
言動が粗暴だから	4	5.2
相手による	25	32.5
職業が悪いから	8	10.4
世間の理解がない B)	5	6.5
理由なし C)	11	14.3
その他 D)	6	7.8

① A)には「残のことを考える」「水平社時代のことを聞いている」「近所の手前」「以前のことがある」「昔の考えが残っている」「結婚まで考えられない」「実際問題としてはこまる」「社会事情による」
 B)には「わからない」C)には「差別があるから」「先方の気持が自分達と同じでない」「わからずやかい」「一般の人の理解がない」D)には「血縁のため」「伝統を考える」「血族婚が多い」「集団的になる」「環境がわるい」をそれぞれ含む。
 (追加) B)には「交際拡大必要なし」「老年のため必要なし」「交流がない」を含む。

言動が粗暴だから 4人 (5.2%)となっている。

(b) 差別言動

まず「高木地区が同和地区であることを知っているか」という質問に対して「知っている」は 29人 (総数の 30.9%、男 13人、女 16人) であり、「知らない」は 65人 (69.1%、男 33人、女 32人) であって女の方が知っている割合が高い。

つぎに「差別意識が残っているか」という質問に対して、非常に差別されている」というのは男 3人であり、前述「知っている」29人という回答と矛盾しているが、「多少は差別されている」と

いうのは男 57人 (男のうち 75.0%)、女 14人 (女のうち 77.8%)、
 「差別されていない」というのは男 14人、女 4人となっている。

「このような差別感情はどういう理由にもとづいているか」をみると、「人種がちがう」「生まれがちがう」「住むところがちがう」「生活程度が低い」などというのは殆んど問題にならず「言動が粗暴である」が男 44人 (男の 57.9%)、女 10人 (女の 55.6%) であり「職業がちがう」が男 16人 (21.1%)、女 5人 (27.8%) となっている。「その他」に男 16人、女 1人が含まれているが、その内訳は「昔からの習慣が残っている」6人、「知らない(わからない)」5人、「水平社運動を知っているから」2人、「地区の一部の人に悪い人がいる」1人、「地区の人はひがんでいいる」1人となっている。

このような差別感情を花くにいたった機縁をみると、「家庭でさいた」男 24人 (男の 31.6%)、女 11人 (女の 61.1%)、「近所でさいた」男 14人 (18.4%)、女 2人 (11.1%) が多く、学校、職場が次いでいる。なお「その他」男 23人 (30.3%)、女 3人 (16.7%) となっているが、その内訳は「老人から」11人、「自然に」7人、「わからない」8人となっている。

差別に対する意見をみると、流石に「当然だ」というのは皆無であり、「ある程度は仕方がない」は男 29人 (男の 38.2%)、女 6人 (女の 33.3%) となっているのに対し、「間違っている」は男 47人 (61.8%)、女 12人 (66.7%) と圧倒的に差別を否定している。

(4) 地区に対する感情・態度

高木地区が「以前に比べてよくなったか」について意見を求めると、「よくなった」とするもの男58人(男の76.3%)、女7人(女の38.9%)、「あまり変わらない」男2人、「悪くなった」男1人となっている。ただし「知らない」と答えたもの男15人(19.7%)

表58 高木地区においてよくなったこと

	実数	比率
数	105	100.0
道路	16	15.2
住宅	13	12.4
環境(衛生面)	7	6.7
教育 A)	10	9.5
言動 B)	46	43.8
生活 C)	9	8.6
その他 D)	4	3.8

注) A)には「教育程度の高揚」「社会教育の浸透」「同和教育による解放促進」、B)には「団体行動がよくなった」「人格者が多くなった」「地区の人が自覚してきた」「自主的に物事に当たる」「態度がおとなしくなった」「話しのわかる人がふえた」「考え方がよくなった」「顔面にする」「有識者は非常に多い」「言葉がよくなった」「人格向上」「精神的改善」「自覚している」「社会責任をはたす」「礼儀正しい人がいる」「勝手をいねい」、C)には生活環境の「金持が多くなってきた」D)には教育の「良くなった」「反響産業の隆盛」もそれぞれ含む。

女11人

(61.1%)

となっ

ている。

「よくな

ったこと」

として挙

げられた

ものは、

表58の

とおり、

言動46件

(43.8%)

が最も多

く、道路

16件、

(15.2%)、住宅13件、教育10件が次いでいる。

逆に「悪くなったこと」は表59のとおり、総件数9件のうち、非衛生6件、他にめいわくをおよぼす2件、中学生の態度が悪い1件となっている。

表59 高木地区において悪くなったこと

	実数	比率
数	9	100.0
非衛生である A)	6	66.7
他にめいわくをおよぼす	2	22.2
中学生の態度が悪い	1	11.1

注) A)には「非衛生」、「汚物処理に際し、地区外にすてる」を含む。

さらに観点をかえて、高木地区の地域と住民について事項別に分けて、やはり一本松地区調査世帯からその評価を聞いたのが表60である。地域に関しては道路、住宅は非常によくなってきているのに対し、環境は依然として変わらないことがわかる。また住民に関しては、態度、服装、教養はかなりよくなっているのに拘らず言動が依然として変わっていないことがわかる。高木地区において公民館活動として言動を取り上げているのも成程と肯ける。

つぎに「同和地区の差別は、その人々の生活程度が高くなり、社会的教養が高まり、よい職業を身につけた場合に差別されなくなる

表60 同和地区(調査対象地区)に対する評価

事項	評価	よくなった	一部がよくなった	依然として変わらない	以前はわるかった	合計
地域について	道 路	24 (82.8)		5 (17.2)		29 (100.0)
	住 宅	16 (88.9)		2 (11.1)		18 (100.0)
	環 境	10 (19.2)	2 (3.8)	37 (71.2)	3 (5.8)	52 (100.0)
住民について	態 度	16 (59.3)	8 (29.6)	3 (11.1)		27 (100.0)
	服 装	14 (63.6)	7 (31.8)	1 (4.5)		22 (100.0)
	教 養	12 (54.5)	7 (31.8)	3 (13.6)		22 (100.0)
	言 動	11 (17.5)	17 (27.0)	34 (54.0)	1 (1.6)	63 (100.0)
その他						

と考えるか」という質問に対しては、「それでも多少は差別される」というのが18人(19.1%)、「差別されない」58人(61.7%)、「わからない」18人(19.1%)となっている。すなわち過半数は差別されなくなるという期待を抱いているものとみてよい。

さらにこれを事項別に分けて差別をなくすためにはどれに力をいれたらよいかをみると、22人(23.4%)が「生活環境をよくすること」を選んでいるが、そのうちではそれをよくしても、「多少は差別される」2人、わからない4人となっている。「食之をなくすること」を選んでいるのはわずか2人で、すべて、「差別されなく

なる」としている。「経済を豊かにすること」を選んでいるのは3人で、そのうちでは「差別されなくなる」2人、「多少は差別される」1人となっている。「教育を高めること」を選んでいるのは49人(52.1%)で最も多いが、それでも「多少は差別される」11人、「わからない」10人となっている。「人種を尊重すること」を選んでいるのは13人(13.8%)で、それでも「多少は差別される」3人、「わからない」3人となっている。これらをみると、上程の諸施策に期待しながらも、しかもこれに満腔の信頼を置いているというのでもないことがよくわかる。やはり同和対策事業の一つの向題点であるといつてよからう。

これらの回答のうちで、「多少の差別が残る」という理由は何故かを聞いてみたのが表61のとおりである。17件のうち「昔からの習慣がぬけない」13件でその数が最も多くなっており、そのほかは「言葉に訛がある」、「集団的になる」、「一部の人が悪い」、「教育が徹底しないから」など1件ずつ挙げられている。

このような悲観的な回答に対してそれではどうすれば差別はなくなるかを聞いてみたのが表62である。16件に対し「社会教育により差別をなくす」が最も多く10件、ついで「他にめいわくをかけぬようにする」3件、さらに「結婚の差別をなくす」、「集団的行動をなくす」、「同和の根本を明らかにする」などが1件ずつとなっている。

表 61 地区が向上しても多少は差別されるという理由

	実 数	比 率
総 数	17	100.0
昔からの習慣がぬけない	13	76.5
言葉に訛がある	1	5.9
集団的になる	1	5.9
一部の人が変わる	1	5.9
教育が徹底しないから	1	5.9

表 62 地区が向上しても多少は差別されるとすれば、
どうすれば差別はなくなるかに対する回答

	実 数	比 率
総 数	16	100.0
社会教育により差別なくす A)	10	62.5
個人にめいづくをかけぬようにする B)	3	18.8
結婚の差別をなくす	1	6.3
集団的行動をなくす	1	6.3
同和の根本を明らかにする	1	6.3

注) A)には「一般の人の考えをかえる」「年よりの考えをかえる」「社会教育の向上」「幼年の者に平等の教育をする」「地区の人にも精神修養する」 B)には「非常識なことをしない」と「他人にめいづくをかけぬようにする」とをそれぞれ含む。

「差別撤廃の解決策として、自主的解決にまかせるべきか、国や市(町村)が力を入れるべきか」という質問に対しては、「自主的解決」の男15人(男の19.7%),女5人(女の27.8%)に対して、「国や市町村の努力」は男53人(69.7%),女12人(66.7%)と最も高くなっており、「その他」男8人(10.5%),女1人(5.6%)となっている。「その他」の内訳は、「住民と国・市町村がともに協すべきだ」が8人、「部落の人か反省すべきだ」1人となっている。

さらに、「国・府県・市町村が差別撤廃のため補助金などを出す必要があるか」という質問に対しては、「必要あり」としているのは23人(24.5%)、「ところによってはある」56人(59.6%)、「必要なし」14人(14.9%)となっていて、85%までは何かしかの必要を認めていることがうかがえる。

